

総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会 第59回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和5年3月1日(水) 16:00~18:45

場所 オンライン開催

○吉瀬室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、総合資源エネルギー調査会第59回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところをご参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日の小委員会につきましても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っておりまして、そちらでの傍聴も可能となっておりますので、よろしく願いいたします。

本日は、四元委員、武田委員におかれましてはご欠席のご連絡をいただいております。また、秋元委員、大石委員、大橋委員におかれましては途中からのご参加ということでご連絡をいただいております。なお、本日ご出席いただいております本委員および臨時委員の方の数は定数を満たしております。

また、本日は議事に鑑みまして、公正取引委員会経済取引局調整課課長補佐の加藤さまにもご同席をいただいております。

さらに本日ですけれども、参考資料を3点配布させていただきます。参考資料3につきましては、四元委員から書面にてご意見の提出がございましたのでその旨ご紹介をさせていただきます。

それでは、以降の議事進行は山内委員長にお願いをいたします。

○山内委員長

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきます。

本日の議事は5つということになっていて、1つは需給対策です。それから競争確保面での課題ということ。それから小売事業、市場、取引環境、制度のバージョンアップ。電力ネットワークの次世代化、それから火力政策ということであります。

議題1に関して、事務局から資料3です。これのご説明をまずお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小川課長

それでは資料3、電力需給対策についてになります。電力基盤課長の小川です。

本日のご議論は大きく2つであります。前半がこの冬の振り返り、後半が今後の供給力確保と費用負担になります。

まずこの冬の振り返りということで3ページをご覧ください。冬といっても、今、まだ需給検証との関係でいうと3月いっぱい、冬季ということではあるんですけども、現時点まで、ここでいいますと、3ページでいいますと、12月、1月、2月途中までということでのまとめになっております。赤で囲っているところ、12月でいうと東京、北陸、そして1月でいいますと、北海道と東北、中部というところがH1需要というのを上回ったというところでもあります。

続きまして、スライド4ページをご覧ください。これは赤が前年と比較して需要が少なかった。青が多かったところということで、12月につきましては下旬にかけてだんだん需要が少ないというのが目立ってきまして、1月は最後の週が非常に寒くなりましたけれども、それまでの間は需要が昨年度よりも少ないというところ、2月はほぼ全て需要減となっております。

その要因としましては、1つは次の5ページ目になります。こちらは赤い折れ線グラフ、これが22年度であります。前年度、青がちょっと薄くなって見にくいですが、濃い青が21年度、前年度になりまして、この1月の下旬の非常に寒かった時期を除くと、おおむね昨年度のほうが気温が低いというところで、先ほどの前年度比ということでいうと、需要が減っている1つの理由はこの気温というところになります。

そしてもう一つは、後ほどご紹介しますが、節電、電気料金も上がる中での電力使用の抑制というのも一定程度影響しているかなと考えております。

続きまして、この1月下旬の動向ということで8ページ以降になります。1月の最終週、まさに10年に一度の厳しい寒さということになりました。その結果、複数のエリアで需要想定を超えておりまして、特にこの左の北海道でいいますと、今までのこの冬の厳しい寒さを想定した需要を大きく超えております。その他のエリアにおいても上回らなかったにしても、結構その需要想定にかなり近いところまで来ていたというのが8ページ、そして9ページでは東北がH1といったところで、そして10ページ目は中部で若干減った。これがまさにといいましょうか、10年に一度の想定どおりの寒さでは需要が大きく伸びたというところでもあります。後ほどそれによる節電との関係でいいますと、節電なかりせば今回更新しなかったところでも、このH1を超えていた可能性は大いにあるかなとは思っております。

続きまして、11ページ、この1月最終週、非常に寒かった時にはさまざまな追加的な対策ということで、kW公募で募集した電源についても稼働したというところでもあります。

一方で、特段12ページの右にあるような需給逼迫（ひっばく）での融通ということはこの間も特に行われておりません。

続きまして、14スライドになります。こちら昨年、特に需要が伸びた1月6日という日と、今年一番統計で気温が低かった1月25日の比較になります。大きな違いは天候であり

まして、去年の1月6日が東京地方でも大雪警報が出た日であります。一方で、今年の1月25日の天気は晴れでありました。使用率ピーク時でいいますと、1月、昨年はかなり需給が逼迫した。一方、今年は余裕のある形でありました。最大電力需要、去年のほうが二百数十万キロ上回っております。気温の差もありますけれども、加えて雪、天候要因というのも大きくなっております。

そして供給力、その下の部分で見ますと、一番大きな差は太陽光となっております、昨年1月でいうと、太陽光 60,000 kW という数字ですけれども、今年の1月25日 5,170,000 キロあると。晴れていて太陽光もしっかり出ていたというところになります。

続きまして、15 ページになります。こちらは昨年と今年の冬の電力需要の傾向ということで左下のグラフをご覧いただければと思います。

こちらは東電エリアでありますけれども、青いほうが昨年、これは縦と横で、横軸が温度、気温でありまして、縦軸が電力需要 kW になります。青が昨年、オレンジが今年になりまして、同じような気温の日でも昨年に比べて今年のほうが顕著に下がっているというのを見てとれるかと思えます。こちらは東電エリアの家庭用であります。より詳細な分析はこれからではありますけれども、ざっと目分量でも数パーセント程度の差というのが出てきているかというのが東電エリアであります。

一方で、右、例えば東電エリアでも業務用になりますと、その差は、見た目は少し家庭用に比べると小さいですけれども、こちらでも明らかに下がっているというのがありまして、こういった点からもこの冬は節電の効果というのを見てとれるかと考えておりまして、参考資料に各エリアの状況を示してはおりますけれども、こうした点、今後しっかり分析していければと考えております。

18 ページはご参考ということでこの冬の振り返りとともに市場価格の動向、昨年、一昨年に比べると非常に安定的な形で市場価格も推移している。1月下旬、非常に寒くなった時も市場価格としては一定の範囲に収まっていたというところでもあります。

続きまして、後半、今後の供給力確保と費用負担・回収に移りたいと思えます。まず 20 スライドになります。これまでの足元の状況の振り返りということでいいますと、火力を中心に休廃止が進んで需給が構造的に厳しくなってきていると、そうした中で21年度、昨年度の冬から昨年度の夏、そしてこの冬と kW 公募を行ってきております。そうした中で今年 2023 年になりまして、来年 2024 年度からは容量市場の運用が始まる。そういった意味で今後、必要となる供給力は基本的にはこの容量市場を通じての確保になるというところでもあります。

他方、さまざまな制度、よくいろいろな制度が複雑にというご指摘も受けますけれども、別の検討も同時並行で進んでいる予備電源の仕組みという検討も進められております。

また、供給力そのものの評価の仕方についての見直しというのも行われてきてまして、この結果、一定程度必要な供給力はこれまでに比べると増加すると見込まれております。こうした中で全体を見て、まさに全体最適をどのように図っていくかといった観点から3点、

本日はご議論いただければと考えております。

まず1点目、23 ページになります。こちらは端的な供給力の確保策になります。今後、24 年度以降、容量市場の運用開始とともに、今年になりますけれども、実需給の1年前という段階で必要に応じて追加オークションを行うというところであります。

一方で、例えばの話、来年の夏を前にして、例えば1年後の今頃に、それまでにいろいろな需給の状況の変化があつて、仮に需給が厳しいと、追加的に供給力を確保しようとした時にどういう方法があるかというところ考えると、今の仕組みでいいますと、1つは、2つ目のポツにありますような電気事業法に基づく広域機関による電源入札というものがあるわけであります。一方で、特に端的な措置というのがこの電源入札がなじむのかといった点で、ここ近年、ここ1～2年でいいますと、上から4つ目のポツにありますkW公募という形でやってきております。

他方これは、ある意味一時的にやるものでありまして、本来的には恒久的な措置ということは見込まれていないということであります。こういったkW公募ということで足元で実施しているもの。もう一つ、電源入札、これは広域機関が実施する仕組みであつて、まだ実際には使われていないもの、これらをどういうふうに関後使っていくのかといった点、頭の整理をしていくことが必要かと考えております。

下から2つ目のポツにありますけれども、いずれにおいても費用の回収というのは託送料金を通じてというところではありまして、これら両方の仕組みをどう考えていくのか。一番下にありますけれども、例えば供給力不足の要因あるいは規模、全国的なものかどうかといったようなことも一つの考え方になるのかなというところであります。

次の24 スライドはそういった各仕組みを横に並べたものになります。

続きましては2点目、スライド26 になります。こちらは容量市場と他の仕組みとの役割分担というところであります。容量市場における募集といった時に、今般2つ目のポツにありますような広域機関での供給力の評価の見直しという中で、これらをこの結果としては一定程度H3 需要の3～4%増加するということが見込まれています。

一方で、予備電源の仕組みの検討も進むといったような中で、この容量市場と例えば予備電源、その他にも仕組みとしてはあるかもしれません。こういったものの役割分担、必要な供給力がある中で、それが定まる中で、そのうちどれぐらいを容量市場で取るのか。全て容量市場で取るとより安定供給の確度が増すというところと一方でコスト的にはどうなのかといったような点、そのバランスを考えていく必要があるというのが論点2 になります。

それと密接不可分なのが次の27 スライドになりまして、費用面の考え方というところであります。費用回収、先ほど触れましたkW公募あるいは電源入札、いずれも託送料金での回収というところであります。また、容量市場につきましては、一部送配電事業者ですが残りは小売事業者が負担という形であります。また、予備電源についてはその費用負担の在り方というのは今後検討になっているところであります。

こうした中で今後のいわゆる供給力の確保に要する費用というものをどういった形で負担、誰が負担し、どのように回収していくかという点、これはもう現在、複数の仕組みが検討されているという中で、今後の在り方というのを考えていかなければいけないというところでありまして、本日何か方向性を決めるというよりは、今後の検討に際して考慮すべき点などを広くご議論いただければと考えております。

事務局からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、ご説明いただいた資料3ですね。この関係でご質問あるいはご意見があればご発言願いますか。この会議はチャットを使って発言希望の旨をお知らせいただくことになっております。いかがでしょうか、どなたかいらっしゃいますか。

需給のほうは今年は比較的暖冬だったので楽だったというところと、あと節電が効いているんじゃないかと、こういうことでした。いかがでしょうか。

最後の供給力をどういうふうに最適な形で確保していくかというのは非常に大きな問題であるところもあるのかと思いますけれどもね。どなたかいらっしゃいますかね。澤田委員、ご発言ですね。

○澤田委員

ありがとうございます。山内委員長がおっしゃられたように、この冬は何とか乗り越えられそうで良かったと思います。ただ、やはり自分も実感するんですけども、電気代、ガス代の高騰というのはかなり予想以上で、やはりこれが節電意識に相当働いたということもこの要因かと思います。今年の夏もまだまだコストが下がりそうにないんで、同じような感覚だと思うんですけども、どちらにしても最大電力需要量の予測をしながら供給量の確保というのが重要なんですけども、一方では、先ほど説明でもおっしゃっていただいたように、この供給力の確保にはかなりのコストがかかると思うんですね、ですから電力代の高騰を考えながらどのように供給力、その余力をどう持つかというのは非常に重要なことになってきますんで、この辺りはあまりぎりぎりですと駄目なんでしょうけれども、その辺りというのはなんかある程度の予測値というか、今のDXを使ってそれなりに精度よく予測できるもんなんじゃないでしょうか。それをちょっとお伺いしたいと思ひまして質問させていただきました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。基本的に最後に事務局からコメントしていただこうと思ひますけれども、どなたか他にご発言ご希望いらっしゃいますか。

もしあれでしたら、今のご質問についていかがですか。

○小川課長

ありがとうございます。澤田委員から重要なご指摘を頂いておりまして、まさにご指摘のとおりと言いましょうか、全体的な料金も上がる中で余力をどう確保するのか。その時におっしゃるようにはあまりぎりぎりでもあれですし、余裕も持たせ過ぎると全体のかなりコスト増大につながるというところでもあります。それをどうやったら精度よく予測できるかといった時に、1つは一定の仮定は必要になると考えております。どれぐらいの量を確保していくのかという時に、その確保に要する費用というのが、例えば新しい電源、新しいといいましょうか、古い電源、kW公募とかでやっていたようなものを立ち上げていく場合のコスト、一方、足元では節電あるいはDRなどでのコスト、この辺をどういった形で仮定を置いていくかというのはありますけれども、何らか、今後の対応を考えていく上でもその両方を管理しながらの何か材料などをお示ししながら、今後はご議論いただければと思っております。現時点においては、なかなかご指摘がありましたような精度よく予測できるかと問われると難しいというのが一義的なお答えにはなりませんけれども、何らか今後の検討に際しては材料などを提供できればと考えております。

事務局からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。
岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

ご説明ありがとうございます。冬、2月は比較的暖かかったのかと思いましたが、節電がされているのかどうかみたいところは、例えばピーク時の自家消費が増えているとかいう可能性も少しはあると思いますので、そういったところも含めてきちんと分析していくことが望ましいかと思いました。今後の予測の見立ての精度を上げることのためにも。

1点申し上げたかったのは、28 ページのkW公募の費用負担・回収の在り方の点です。27 ですね、失礼、27。どうやってこの費用を回収するかという話なんですけれども、最終的には需要家が負担する仕組みではあるので、小売事業者がいったん負担、小売電気事業者経由でも託送料金経由でもそれはそれでどちらでもいいような気もするんですけれども、ただ、容量確保にかかる費用というのがどのぐらいなのかというのは、やはり一元的に分かるほうがいいのではないかと思います。容量市場における費用は今後、小売事業者が一部を除いて基本的には小売事業者が負担する会計なので、そこでしっかり、さらにその他のkW公募ですとか、それ以外の費用も、電源確保のためにかかった費用だということがはっきりするという意味では、私は託送料金に入れていろいろ分からなくなるよりは、クリアにするというような考えもあるのではないかと思います。

小売事業者さんにいったん負担していただいているということです。大事なものはコスト構造が明確であることで、それに基づいて次の策を考えていくことだと思いますので、あまり何に幾らかかったかが分からなくなるというのが一番避けたいかと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、平岩オブザーバー、どうぞご発言ください。

○平岩オブザーバー

送配電網協議会、平岩でございます。ご説明ありがとうございます。

私からは、27 ページの今後の供給力の確保における論点③費用負担・回収の在り方について発言させていただきます。

6 ポツ目に、「例えば」として、「事業規模の小さい事業者も多い小売電気事業者の事務負担等を考えると、託送料金を通じた費用回収の方が望ましいとの考え方もあり得る」と記載がありますが、費用負担の考え方というのは非常に重要な基本的な事項であることから、各仕組みにおける費用負担は、事業者の事務負担等の側面ではなく、各事業者の責任と役割を踏まえて検討するものと考えております。電力システム改革においては、供給力確保に関する各電気事業者の責任と役割は、発電事業者は電気の供給義務を、一般送配電事業者は電圧・周波数維持義務を、小売電気事業者は需要に応ずるために必要な供給力確保義務を負い、2024 年度以降は容量拠出金の支払いを通じて供給力確保義務を履行すると整理されております。このため、資料に記載のとおり、需要に応ずるための供給力の確保に要する費用は、供給力確保を義務付けられた小売電気事業者を通じて確保、回収されるものと考えております。その上で、小規模な小売電気事業者の事務負担等への配慮が必要であれば、それを軽減する方法についてもご検討いただくものと思います。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。他にいらっしゃいます。

電気事業連合会の佐々木オブザーバー、松村委員が先にあれですけど、松村委員、先にご発言いただきますかね。松村委員、どうぞ。

○松村委員

費用負担に関してですが、容量市場との連続だと考えれば同じように負担するのは合理的な選択肢の一つだと思います。その時には、この予備電源が存在するケースと存在しないケースでは、そもそも容量市場で調達する需要曲線にも影響するという議論と一体で議論するのであれば、さらにそれが合理的な頭の整理になると思います。

一方で、容量市場の需要曲線はこれと無関係だということが強く主張されることになったとすると、これは頭の整理として別と考えるほうが自然。

もし、仮に託送料金で回収することになったとすると、これは確実に回収できることが保障されないと、送配電事業者としても納得感がないと思いますので、それはどういう形でやるのか、もう既に始まっているもので発電側課金が入って、それで託送料金を変える時に一緒に変えることもあり得るでしょうし、5年後に前の分も含めて回収することもあり得る。いろんなやり方があり得ると思いますが、それとセットにして確実に回収できることが安心できるような格好にしないまま、取りあえず託送料金と決めるのはとてもよくないと思いますので、もし議論するとすればそれとセットでお願いいたします。

さらに、私は今の平岩委員の発言には違和感を覚えた。平岩委員ご自身も送配電網協議会の別の委員会では繰り返し、繰り返し供給力の確保がものすごく重要だということを何度も何度も繰り返して言われていた。最も重要な事項として事業者としても頭に入っているものだと思っていたので、送配電事業者として最も重要な事項に関して、託送料金を原資に確実に確保するとの主張が出てきても自然。だから託送料金は変だと言われるのは、私にはちょっと抵抗はある。既に申し上げたとおり、託送料金での回収は第一義に考えることではなく、他の自然なものをまず考えるべきだと思います。しかし託送料金で回収する択肢を今から落とす必要はない。何が一番自然なのかを今後考えていただければと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、電気事業連合会の佐々木オブザーバー、どうぞご発言ください。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の佐々木でございます。この冬の電気、電力需給につきましては今のところ安定供給を継続できております。昨年3月の需給逼迫の事例も踏まえたと予断を許さない状況には変わりはないと考えておりますので、事業者としても燃料の安定的な確保や設備の適切なメンテナンス、ダイヤモンド・レスポンスなどの拡大など、需給両面の対策に努めてまいります。

1点コメントをさせていただきます。資料26ページで論点となっております容量市場と予備電源の役割分担についてであります。予備電源につきましては、容量市場で想定していない大規模災害などに備えて、一定の期間で再稼働できる休止電源を通常の供給力と区別して確保する仕組みとして議論されていると認識しております。そのため今般の厳気象対応分などの見直しによる必要供給力の増分については、通常の供給力として容量市場で調達することが望ましいと考えておりました、その上で予備電源の調達量につきましてはその役割や機能を踏まえて容量市場と重複しないように整備することが必要だと考えており

ます。いずれにいたしましても、必要な供給力につきましてデマンド・レスポンスなどを需要側対策も含めて確実にかつ経済的に確保できる仕組みであることが重要であると考えております。

私からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。他にご発言ご希望はいらっしゃいますか。

それでは、事務局のほうからコメント頂きたいと思います。

○小川課長

さまざまなお意見ありがとうございました。まず容量市場と他の仕組みの役割分担につきましては、今しがた電事連さんからもお話ありましたような供給力というものの考え方をどうするかというところから議論が必要なのかなとは考えております。言ってみれば容量市場というもので確保された供給力と、例えば足元ではkW公募という形で確保はしている供給力というのがあります。また、そういった制度的な裏付けが必ずしもない中で、供給計画上位置付けられてきて需給検証でも考慮されている供給力というのもあります。そういったそれぞれの供給力、言ってみれば確からしさ、リクワイアメントはどれぐらいなのかといったような点で、元々ありました必要な供給力をどのように支えていく中で確保していくのかという議論、澤田委員からもお話ありました点と関連しますけれども、そういった点の検討を深めていければと考えております。

また、費用負担のところは、これはさまざまな見方があるところだと考えております。この供給力の純粋に確保は小売ということにしますと、それは託送というところでは出てこないというのはある一方、足元でも電源入札あるいはkW公募では託送という位置付けをしているところもありまして、この辺の整理というのも供給力の整備と併せて必要になるのかと考えております。

事務局からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。よろしゅうございましょうかね。そちらから、どうぞ。

○吉瀬室長

大丈夫です。

○山内委員長

大丈夫ですか。ありがとうございました。

それでは、資料3というか、ひととおりの議題である需給振り返りとそれから今後の供給

力の在り方ということで、基本的な考え方についてもいろいろご意見頂きましたので、今後引き続きご検討いただければということです。

それでは、議事を進行しますが、議題の2ですね。一般送配電事業者の情報管理に係る課題と競争確保面での課題について。これを事務局から資料4です。これをご説明いただきます。よろしく申し上げます。

○吉瀬室長

電力産業・市場室長の吉瀬でございます。資料4に基づきましてご説明をいたします。まず、2ページ目をお開きください。本日、前回の小委員会におきましてもご議論いただきましたけれども、一般送配電事業者の情報管理あるいは小売電気事業者間の競争を巡ってその後もちょっと不適切な事案が相次いで判明をしているところでございます。現在、電力・ガス取引監視等委員会において調査中でございますけれども、引き続き一般送配電事業者の情報管理のためのどのような取り組みが必要か、あるいは一般送配電事業者が有する情報の中でも有益に活用すべき情報もあろうということで、有益な情報活用との両立等も関連する論点。さらには競争確保の観点からの課題についてご議論いただければと思っております。

資料の4ページは、前回の協議における委員の皆さまからのご意見をまとめたものでございまして、資料の5ページは、これは電取委の制度設計専門会合での委員の皆さまからの主な意見ということでご紹介として掲げさせていただいております。

資料の6ページでございますけれども、今回判明をした事案ということで、まず一般送配電事業者における類型というものをその制度設計専門会合の資料も借りまして作成をまとめております。そこにお示ししておりますように、類型としてはA、B、C、Cの中では①、②、③というものを挙げておまして、さらには再エネ特措法に基づく業務に伴ってそのデータベースに対するID、パスワードが漏えいしたという話が出てきております。いずれの類型においても広域性との関係では問題となる事象でございまして、類型のAにつきましてもマスキングが十分にできていなかったというような話がございますし、類型Bについて言えば、非常災害時のための端末と、あるいはシステムのアクセス権限というものが平常時に用いられていたというような話でございます。いずれの類型についても、それぞれの原因に応じて情報の漏えい、あるいは小売事業者からの閲覧可能という状況に置かれていたものでございます。

続いて7ページでございますけれども、これは逆に、小売電気事業者側においてどういう動機において閲覧をしていたかということをもとめたものでございます。上の1～4と下の5、6を分けております。上の1～4はそのまま書いてございますけれども、工事会社からの問い合わせであったり、あるいは顧客からの確認、引っ越し時の名義確認などそういった顧客対応の中で求めに応じて見ていたというような話が1～4の話でございます。

一方で類型の5、6というものは、まさに需要家の情報がある種営業に用いていたとい

うことをごさいます、アウトバウンド営業に用いていたケース、さらには顧客獲得活動に当たっての情報分析に用いていたケースがあったと考えておるところでございます。

ページ8でございますが、こういったことに対してこれまでの対応をまとめておりますけれども、まず電力・ガス取引監視等委員会において報告調書あるいは立ち入り検査を含めて現在調査を行っているという状況でございます。一方で、経済産業省、資源エネルギー庁としまして、このような事象の発生を踏まえまして、緊急に対策を始めるように緊急指示というものを一般送配電事業者に対して出しておるところでございます。

なお、関西電力に関しましては、過去の事案との関係で法令等遵守体制の整備というものを求めていた中で、このような事案が発生してきているということを受けて報告徴収、さらには緊急指示というものを別途出しているところでございます。

再エネ特措法関係については、これもまた延長のほうで再エネ特措法に基づく報告徴収を今行っているという状況でございます。

こういった事案を受けまして9ページ～12ページまでが本日ご議論いただきたい論点でございますけれども、まず9ページの情報管理の観点での課題と論点でございます。このような一連の事案を通じて情報管理の観点から、現在の仕組み、方法について課題がさまざま明らかになっております。それは左下のほうに挙げさせていただいておりますけれども、課題があったと認識をしております。右下に掲げておりますような論点について、今後の方向性はどうかという点についてご議論いただければと思っております。なお、同様の課題については電力・ガス取引監視等委員会においても現在検討が進められておるところでございますが、これと並行する形で本小委員会でも今回以降引き続きご議論いただきたいと思っております。

9ページ目の右下に掲げておりますように、さまざまな論点はあるかと思っております。例えばですけれども、広域性に適合的なシステム設計、あるいは情報管理を実行たらしめるためにどのような行動が必要か。社内ガバナンス、教育研修とこういうのがありますけれども、それを少し検討の視点例として10ページに挙げさせていただいております。

まずシステム設計に関して申し上げますと、多くの会社が送配電部門を別会社化する際に、システムのサーバーの論理分割という方法を選択しているわけでございますけれども、一方で物理分割という方法を採用している会社もあると。ただ、そういう会社においても起きている事象があるという中では、物理分割しさえすれば十分なのかどうかということがあります。その場合も小売の送配電部がある場合に、例えばですけれども、新電力とイコールフットィングな状況になっているのかどうかあるいはアクセス権の設定でありますとか、アクセスID、本人確認の方法というのがどうあるべきなのか。実効的な情報管理のための行動としましては、実施されている情報管理が適切にちゃんと機能しているかということを確認するためにどういうことを行う必要があるのか。また、今回、不適切行為に対して社内のガバナンス、あるいは社員の知識、意識という面でもどのような状況にあったのかということ踏まえて、どのようにそれを強化していく必要があるであろうかとい

うような話でございます。

最後、人事P C端末の全社的業務管理と書いておりますけれども、やはりある程度人員管理との関係での全社的な対応が必要あるいは行われているという一方で、適正取引ガイドラインにおいても、人事交流についての社内規定等による行動規範の策定というのを求めているわけでございますが、今回の事案を踏まえてどういう対応が必要になるか、あるいはP C端末の調達などを全社的な形で行われているとケースについては、そういった業務管理についてはどのようにあるべきかという辺りが論点と、あるいはその検討の視点になるかと思っております。

続いて10ページ目でございますけれども、先ほど申しましたように情報管理というものが送配電部門の中立性確保の上でも極めて重要であることは論を待たないわけでございますが、一方で一般送配電事業者が保有する情報というものを、災害時対応をはじめ有益に活用すべき面もあるのではないかと思っております。その場合、活用の方法と管理の方法というものがあある意味では関係をしてくる面もあろうかと思っておりますけれども、どのような活用の仕方があるかということも考えながら管理の仕方を考えていかなければいけないということだと思っております。

また、不当な営業目的で活用する事案というのは適正な競争確保の点からも問題がある事象ということでございますが、こういった点についても右下のほうの論点にありますように、反競争的情報アクセスの制限方法であるとか、小売におけるコンプライアンスの在り方、そういった点も含めてどう考えるかというところの議論を深める必要があろうかと思っております。

同様に12ページにこれらの論点についての検討の視点ということでお示しをしておりますけれども、繰り返しになりますが、災害時対応をはじめ有益に活用すべき情報と、あるいはそういうシステムを有益に活用すべき面もあろうと思っておりますけれども、どのような活用方法が将来も含めて考えられるであろうかということ。あるいは災害時対応を含めて業務委託を行う時に、グループ外へ委託する場合と同様の情報管理が行われているかどうかと、そういうことを考えますと災害時対応についても実際に新電力に参画を求めるといこともシステム設計を考える上でも有用かもしれないと思っております。

また、それ以外の託送システム以外についても、さまざまな現行システムの中で需要家対応を改善していくために、何か手を入れていくものがあるかどうかということも一つ論点にはなり得るかと思っております。反競争的アクセスの制限方法、コンプライアンスの在り方ということについては、閲覧すること自体に現在の法規制としては特段の規律がかけられていないという状況の中でも発生したわけですが、どのような規律があるべきか、また他の小売電気事業者とのイコールフットィングという面を考えた時には、適正な競争環境の確保に向けて、そもそもそういった基盤となる環境を強化していくということが求められるということだと思っておりますけれども、そういったところをどのように

整備をしていくべきかというのを視点例として示させていただきました。

13 ページ以降は2月20日の制度設計専門会合の資料なども参考として引用させていただいております。これは適宜ご参照いただければ幸いです。

私からのご説明は以上となります。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明についてご質問、ご意見がある方は、さっきと同じような要領でチャット欄に書いていただくというところでお願いします。これは新川オブザーバーが、じゃあ、電取のほうから、新川さん、よろしく願いいたします。

○新川オブザーバー

新川でございます。オブザーバーでもあるにもかかわらず、先に発言させていただき恐縮でございます。一般送配電事業者による非公開情報の漏えい事案につきましては、電力・ガス取引監視等委員会から複数の一般送配電事業者およびその関係小売事業者に対しまして、報告徴収等を行い、委員会において引き続き事案の解明に取り組んでいるところでございます。こうした取り組みと並行しまして、2月20日の制度設計専門会合において調査状況の報告を事務局から行わせていただいております。

当日の会合におきましては、顧客情報を不正に閲覧した以上はその情報を利用したものであり、競争上優位に立ったという疑念は拭えないといったご指摘を頂いております。また、災害対応システムの論理分割、ペナルティーの在り方、従業員によるID、パスワードの悪用といった幅広い論点についてご指摘をいただいております。制度設計専門会合においては、今回の事案を踏まえた再発防止策について引き続き議論していく予定でございます。今回の資料でも2月20日の制度設計専門会合の資料が多数運用いただいているところでございますけれども、逆に本小委員会での検討内容につきましても、制度設計専門会合に委員会事務局からご紹介するなど、対応を取ってまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山内委員長

ありがとうございます。ということで、電取のほうでも議論しているということであります。

牛窪委員、どうぞ、ご発言ください。

○牛窪委員

ありがとうございます。聞こえてますでしょうか。

聞こえております。大丈夫。

○牛窪委員

ご説明ありがとうございます。極めて大事な問題で、幅広く論点を整理いただいたと思います。私ども金融機関でもお客さまの情報の管理というのは非常に重要なものだと考えておきまして、通常グループの中においてもお客さまの同意がないお客さまの情報は、どのような状況においてもやりとりをしてはならないという形になっていますし、いわゆる need to know の原則の下、業務遂行上必要な場合に限りお客さまの同意を得た上で情報の授受をするような管理をしております。

持ち株会社の下に銀行とか証券とか信託とかいろいろありますけれども、例えば銀行なら銀行の中においても need to know の原則の下、システム上のアクセス制限や物理的な隔離、各種情報遮断の措置が講じられております。このように情報管理の措置というのは、システムやルールをしっかりとやるということは当然ながら、その後のモニタリングと絶えざる研修制度等によって、やはり組織とか各個人レベルでの意識の定着を図っていかないと、なかなか根付かないのではないかと考えております。

今後の電力業界さまにおいて、どこまで厳格にこうした情報管理措置を講じるかという事は、金融とは違います業界の特性をやはり考慮すべきものと理解をしております。

つまり、後段の説明にあった災害時に必要な情報の授受があるという点は、この電力産業という公共性の高いインダストリーの特徴だと思います。今後この情報遮断等々の措置を検討するに際しても災害時の円滑な対応を阻害することがないのかという点は留意して進める必要があるのではないかと考えました。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。やはり今回の事案につきまして、電力料金の値上げの申請が続いている中で、消費者としては、一体電力業界はどうなっているんだろうか、大丈夫かという、基本的に不信の思いで見ているというのが事実でございます。今回、災害時における情報についていろいろと必要性について述べられておりますが、それはそれで、確かに災害時にはそういうことも必要でしょうが、それと今回起きている問題というのは全く別だと私は捉えております。

そもそも自由化の目的であった公平公正な競争、それによって得られる便益というのを消費者としても今回得られなくなっているのでは、という懸念を持っているわけで、見えない情報が見えてもそれを当たり前とってしまう。使わなかったからいいだろう、というそういう問題ではないと思います。見えてしまうこと自体、これは間違いだという

ふうな社員教育といたしますか、そういう教育や啓発が、発送電分離の時に行われていなかったのか、社内でどのような研修がされていたのかという点で大変不信感を持っております。そういう意味で、確かに災害対応は必要ですけれども、今回の事案とはまた別のものとして考えるべきというふうに受け取りました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。前回に続きまして詳細なご説明ありがとうございました。今回の取り組みに当たりましては、まず前段の情報管理の観点での課題と論点のところですが、こちらはまず各社がそれぞれ自社の取り組みとしての原因調査ですね、このような事象が起きてしまった原因の調査をされて、では、そこに対してどのような改善策を取っていくべきか。対応策の設計、こちらは組織や役割、皆さんがおっしゃったモニタリングも含めてですが、デザインを行い実装していくと、こういったステップを踏んでいって取り組みをされるのが必須と考えております。

その取り組みの軸としましては、今日、事務局からお示しいただきました課題や論点、こういったものを参考にすべきだと思いますけれども、形式的にこれらの項目をやったからオーケーという話ではございませんので、各社がまずは真剣に原因調査をしていただくということが必要であると思っております。

また、その後、資源エネルギー庁ならびに監視等委からフォローアップがされるということでお伺いしておりますので、こちらについては時間軸ですね。各社がどのような対応で、先ほど申し上げたような原因調査ですとか、後は今後のデザインの話をしていくのか、こういったものの時間軸をある程度お示しいただいてもいいのかと思っております。

これは全社立て直すつもりで取り組んでいただきたいと考える次第です。

2番目の論点ですね。情報の活用、競争確保についてですが、各社取り組みというよりは、むしろ制度全体の設計の話だと理解しております。過去にもこういった災害対応に当たって情報共有をいかに行っていくかですとか、スマートメーターの情報をどのように活用していくかというのはもう何回もかけて議論をしたところだったと記憶しております。個人情報保護との兼ね合いということも詳細に事務局から分析いただきまして、その設計をしていたと理解しておりますので、ここは、今、課題出しで資料に記載いただきましたけれども、審議会でいま一度きちんと議論をした上でデザインを検討すべきではないかと考えます。

各社の体制強化とこの制度全体のデザインの話というのは、別々に進めていってもそこで手戻りが起きるということはないと考えます。デザインいかにかわらず、各社の体

制強化というのを行うべきと考えております。一方で制度全体のデザインということを中心に時間をかけて考えるべきと考えております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

澤田委員、どうぞ、ご発言ください。

○澤田委員

ありがとうございます。皆さんとちょっと重なるところがありますけれどもコメントしたいと思います。

今回の顧客情報の不正閲覧問題に関しては、悪用したかどうかにかかわらず企業としてはあってはならない問題だと思います。社長の謝罪もありましたけれども、これは経営陣だけでなく社員全員で本件の重さを共有してほしいと考えます。

やはり今後起こらないような仕組みだけではなくて、今後起こさないような意識改革、この仕組みと意識というのは非常に重要だと思います。仕組みに関しては、例えば今回は法的分離から所有権の分離に思い切ってもっと進めた方が良い。これは先ほどそうしたかからといって完全ではないという話がありましたけれども、やはり完全な情報分離がやりやすい方向ですので、所有権分離に移行するとか、規制の強化と罰則をきちっとするとかが大切です。あと、電力・ガス取引監視等委員会が、送配電会社を監査していると思いますので、この不正を見抜けなかったということを考えると、この委員会の立て直しもしっかりやったほうがいいんじゃないかと思います。

それからこの問題の詳細の解明というのは、今急がれているんですけども、とにかくあんまり時間かけずにやること。先ほど村松委員もおっしゃっていましたが、時間軸が非常に重要なんです。スピード上げて取り組んでいただいて、今後このようなことが起こらないように、気を引き締めてやっていただきたいと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

ありがとうございます。私も皆さまと同じように、やはり今回の問題は非常に重大ですし、しっかりした情報遮断が必要で、かつコンプライアンスの徹底が必要であるということは本当におっしゃるとおりだと思っております。その上で7ページにあるような類型1～6のうちでその顧客獲得活動に使ったという類型6とか類型5も微妙ですけども、こういったものではなくて1～4のような顧客対応上使ってしまったみたいな話に関してな

んですけれども、これは災害時の対応に関しても共通することかと思うんですけれども、お客さまの利便性の問題というのがあると思うんです。だから今回使っているというわけじゃなくて、そうではなくてネットワーク側の情報を小売事業者が一定共有することで類型1から類型4のようなことが旧一電の小売だけじゃなくて、新電力も含めたよその小売も、例えばある程度情報にアクセスしやすくなっていたら、もしかしたら顧客の利便性を下がらないできちんと旧一電小売と新電力の小売のイコールフットィングができるという可能性もあるかと。つまり旧一電の情報へのアクセス権を例えば一定程度新電力にも与えるような仕組みも検討する価値はないのかと少し思いました。

それは、類型1から類型4に関して新電力さんであればこんなに困っているとか、もう少し新電力さんがブレイク対応はどうされているみたいなのところも併せてヒアリング等がされてはどうかと少し思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は松村委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえています。

○松村委員

発言します。まず災害対応に関してですが、消費者に誤認を与えないように丁寧に説明する必要があるかと思えます。この資料は確かに、明らかにそのように書いたり、そう説明されているということですが、災害対応で必要だから情報が漏れてもいいと、そういうふうに言っているわけでは決してなく、情報の今回の漏えいのようなことは、もしなかったら災害対応に差し障りがあると、そう言っているわけでもない。考えなければいけないのは、まず災害時だったとしても、その災害対応に必要な情報をあらかじめちゃんと特定しておいて、平時であれば見えてはいけなくても、緊急事態の時にはこういう情報にアクセスできるということにする、つまり災害時であったとしても一定のマスキングのようなことがちゃんとされて、災害対応と関係ない情報まで漏れないようにするというのを平時からちゃんと準備しておくということ。それから災害対応が終わった後にそのままさんな格好でずると平時にもアクセスできるような状況にしておかないという二段階なのだと思います。やはり災害対応があるから情報が漏れてもしょうがない。そう言っているわけでは決してなく、災害時対応はとても重要なものだけれども、そうはいつでも

事前にちゃんと準備しておかなければいけないし、事後もずさんな対応にならないようにあらかじめ備えておかなければいけないということだと思います。

その意味で災害対応ということは念頭に置きながら、立て直しが必要だというのは間違いないと思います。ただ、ここで最も懸念されることは、災害対応というのが出発点で情報が漏れたということがあった。じゃあ、もう災害時にも協力体制を落とすことによって、例えば委託を受けないとかいうことによって対応しようというのはある意味で悪い対応の仕方ということだと思います。そういう方向に行かないように災害時に十分に連携して、それは新電力も含めて十分に連携して対応できるようにするということが自体はいいことなのだと。それを良い対応ができるようにするために事前にもっと準備しなければいけないという整理なのだと思います。そこが誤認されないように丁寧に説明する必要があるかと思いました。

次に、情報の活用に関してです。私は岩船委員がご指摘になったことは全くもったもだだと思います。情報漏えいがあったのにもかかわらず、活用という言葉が出てくると、すごい不信感を生むのではないかとということで、ちょっと気を付けなければいけないとは思いますが、イコールフットィングはとても重要だということだとすると、今、新電力はとても不便な格好でというか、相当ヘビーなことをしないとアクセスできない情報が、旧一般電気事業者はできるとイコールフットィングがない状態は問題外。しかしそれが旧一般電気事業者の情報アクセスの程度を下げる。新電力と同じようにしてそろえて、それでイコールフットィングを達成することもあり得るけれども、逆に新電力のほうも、もう少しある意味で公開という意味ではないのですけれども、もう少しアクセスしやすくすることによって、イコールフットィングを図るということもあり得る。その点は十分考えていただきたい。それが結果的に活用ということになるとと思います。

その時にはもちろん情報の種類だとかに依存してくるので、何でもかんでもアクセスしやすくということではないと思うのですが、この情報は本当に、ここまで厳格に取得しなければいけないのかどうかということを考えて、むしろ比較的容易にアクセスできるようにし、それでログがちゃんと取っておいて、それで目的外利用が疑われたケースでは、直ちに調べられる体制を整えることによってイコールフットィングを回復していくやり方もあるとの示唆だと私は受け止めております。全くもったもだだと思いますので、この方向で整理を進めていただきたい。

次に、澤田委員から所有権分離の話が出てきました。所有権分離、私自身は今回のことがあろうとなかろうと所有権分離というのはとても重要な選択肢の一つだと考えていて、それで実際にやるべきだということはずっと主張していたということにもかかわらず、今回の対応で所有権分離というのは本当にいいかどうかというのは、ちょっと分からないと私自身は思っています。つまりどういうことなのかということ、所有権分離がされていないということだとすると、送電部門は資本関係のある競争部門というのに意図的に情報を漏らすという誘因があるのは間違いないと思うんですが、今回の事例は情報が漏れちゃったと

というのは、わざと新電力の顧客情報を競争部門に漏らしたというよりは、過失あるいはずさんということによって漏れちゃったというような側面が相当にあるんだろうと思います。従って、これは所有権分離はこれも澤田委員が正しくご説明になったとおり、所有権分離があろうとなかろうと起こり得た事案だと思っています。

今回の問題に対応するものとしては、これの対応のために所有権分離をするというのは少し距離があるような気がして、事務局が提案しているような対応策というのを着実に進める。それで澤田委員もご指摘になった罰則の強化というのは監視等委員会でも議論されていると思いますが、特に小売部門がこういう格好で悪用するというのに対して適切に罰則が科せるといようなことに関しても、強化あるいは整備していく必要があるということですが、私自身は頭の中で所有権分離というのが今回の事例の直接のものかということ少し疑問に思っています。

次に、この資料で人事交流について書いていただいたことをとても感謝します。私はその人事交流のこともとても心配しています。今言った所有権分離の話と矛盾したことを言うようなんですが、今、電力会社の間では、グループ内の社内異動というか、社内じゃないんですね、会社は違うんですけども、普通の人事異動のような感覚で気楽に送配電部門と競争部門の行き来というのがされていないかということとても心配しています。これは新電力のほうだとすると、送配電部門での人間関係だとか知識だとかというのを持った人たちというのを、競争部門で活用したいといようなことがあったとすると、引き抜かなきゃいけない。つまり転職というのを強られるという大きなハードルがあるのに対して、今の旧一般電気事業者というのは、これがもっと低いハードルで簡単にできてしまう。そうすると、そこで持っていた人的関係といようなものを競争部門に気楽に使えるというのは、それは本当にフェアなのか、特別な地位といようなのを悪用していないかという疑いは常に持たれているということだと思います。しかし、それを厳しく制限してしまうと、今度は働いている方の職業選択の自由だとかいようなのを著しく制約するということになるので、それに関しては規制をしない、かなり緩い規制しかしないという立て付けになったのだと思いますが、それを前提としてそんな安直な人事によって、そのような優位性といようなのを不当に使わないといようなこと、襟を正した運用をしてくれるということを頭に置いていたのではないかと思います。今回の事例と直接関係しているのは中部電力の件だけだとは思いますが、そのような人事交流といようなのをすごく安直にしている。自分たちはものすごく特権的な地位にあるということちゃんと認識しないで、相当安易な人事をしているのではないかという疑いといようなのは、それが原因だと断言することはできないんですけども、そのような疑いがあるといようなことはちゃんと頭に入れていただいて、人事交流を安易にしていなかったかどうかということも、ぜひぜひ反省項目の一つとして考えていただきたいと思います。

最後に、これは過失だということを行いました、これが、もし繰り返されるということになったとすると、疑いといようなのはもっと濃くなるということだと思います。それこそ

先ほど澤田委員が言われたような、所有権分離などというような議論というのは惹起することになると思います。

従って、ゆめゆめそのようなことが起きないように、過失であったとしても今回のことを踏まえて、どうすればそのような確率を減らせるのかということは、監視当局もそれからエネ庁も考えることですが、事業者自身もよくよく考えていただきたい。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

委員の方は他にいらっしゃいますか。もし、よろしければ、送配電網協議会の平岩オブザーバー、ご発言願います。どうぞ、平岩さん。

○平岩オブザーバー

送配電網協議会の平岩でございます。前回、本小委員会でおわび申し上げました、一般送配電事業者における新電力顧客情報等の漏えいの事案に続き、一送全社におきまして、経済産業省殿から付与いただいた再エネ業務管理システムのアカウントの管理不備等により、特定関係事業者の従業員が情報の一部を閲覧していた事案が判明いたしました。一般送配電事業者を代表し、改めておわびを申し上げます。

弊会は、本件を含む、このたびの不適切な情報管理事案を重く受け止め、送配電業界大で法令等の遵守の徹底に向けた取り組みを推進するため、送配電コンプライアンス委員会を新たに設置することといたしました。同委員会では、外部有識者の知見やご意見も頂きながら、各社の情報の共有と連携に努め、再発防止策の実効性をより高める取り組みを、業界としてもしっかりと進めるとともに、法令等の遵守の徹底に取り組むことを通じて、社会の皆さまからの信頼回復に努めてまいります。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。そういったご発言ということでございますが、他にご発言のご希望はいらっしゃいますかね。

電事連から佐々木オブザーバーのご発言をご希望ということですね。どうぞ、ご発言ください。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。複数の加盟会社における不適切な顧客情報の取り扱いに続きまして、今回は新たに、経済産業省が保有する再エネ業務管理システムにつきまして、一般送配電事業者が付与されたアカウントを電気事業者が利用し、閲覧していた事案も確認されました。このたびの事案を重く受け止めますとともに、改めておわびを申し上げます。

先般、加盟会社各社の社長と外部のコンプライアンスに精通する弁護士をメンバーとする企業倫理等委員会において議論し、今後、各社の事案やその原因、課題、ベストプラクティスの共有を行い、コンプライアンスの徹底に向けて取り組んでいくという方向性について確認したところであります。

今後も各社が実施する調査などで判明した課題等も踏まえ、弊会として取り組むべき内容を検討するとともに、他業界におけるコンプライアンス徹底に向けた取り組みなどからしっかり学びを得ていくことなどを踏まえて、コンプライアンスの徹底に真摯かつ不断に取り組むことを通じ、社会の皆さまからの信頼の回復に努めてまいりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。他にご発言ございます。

それでは、事務局のほうからコメントがあればお願いいたします。

○吉瀬室長

委員の皆さま方から積極的にご意見頂きまして、誠にありがとうございます。1点、すみません、コメントというか申し上げますと、松村先生からご知恵をいただきましたとおり、誤認を招かないように説明をすると、まさにおっしゃるとおりかと思えます。

大石先生からいただいた災害時の話と今回の事象は別ということについて、全くそのとおりでございまして、まさに松村先生からも補足いただきましたように、災害対応があるからよいのだということでは全くありませんで、そのような情報管理を十全に果たした上で、なお、そういう災害対応を含めた社会的ニーズに対応していくための管理と両立する方法が、いかなるものかということを考えていかなければならないと思っております。

村松先生からも各社だけの取り組みじゃなくて、制度設計の全体の問題だというご指摘いただきました。まさに、そのとおりだと思っております。

電力・ガス取引監視等委員会における検討と並行しながら、また次回以降も少しご議論いただければと思っておりますし、より制度設計に向けた議論を深めていければと思っております。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございました。大変貴重なそれぞれが正当なご意見だと思っておりますので、事務局におかれましてもこの問題はこれからまた引き続き検討いただきますと、先ほど時間軸が問題だという話もございましたので、そういったところも頭に入れて、ご対応いただければと思います。

一言だけ私はあまり意見がないですけれども、今回のこれは非常に重要だと思っております、今回のこの問題に対する対処という側面も、それが一番大事なんですけれども、そ

れだけではなくて企業の風土とかコンプライアンスの在り方とか、構造的な問題についてもやはり検討されるべきだと思っております、その辺も議論の俎上に乗せていただければと思っております。

ありがとうございました。それでは、議題の3ですね。小売事業、市場、それから取引環境、制度のこのバージョンアップということで、これは資料の5、ご説明お願いいたします。

○吉瀬室長

ありがとうございます。それでは、また次の議題でございますが、小売事業／市場・取引環境／制度のバージョンアップに向けた検討課題についてということで、資料の5に基づいてご説明させていただきます。

2ページ目をご覧くださいまして、本日の議論ですけれども、これまでもるご議論いただいております、競争と安定を両立する市場・取引環境整備というテーマでございますけれども、今回、常時バックアップを開始する場合の対応でありますとか、あるいは常時バックアップの適正化ということについてご意見を頂ければと思っております。

また、違うテーマになりますが、需要家への情報提供の充実化という論点について、事業者からの開示項目について本日ご意見頂ければと思っております。

また、最後、最終保障供給の正常化に向けたフォローアップと今後の方策ということについてもご議論いただければと思っております。

まず最初に、常時バックアップの関係でございますが、4ページをご覧ください。長期、短期の取引について価格安定性と競争促進にバランス良く寄与する電源アクセス環境の整備を進めるということで昨年来議論させていただいております。前回お示ししましたように、現在アンケート調査を回収しております。この結果を取りまとめて、次回以降の本小委員会で議論させていただきたいと思っておりますけれども、その間ということで、検討課題の一つである常時バックアップについて、これまでの議論を踏まえまして廃止を行う場合の具体的な対応と、あと足元の問題を踏まえた適正化ということについてご議論いただければと思っております。

ページをお進みいただきまして、9ページでございますが、まず最初に、常時バックアップの廃止に向けた具体的な対応の論点でございます。前回までに内外無差別が卸売りを行っていると判断されたエリアにおいては、常時バックアップを卸す必要がないという旨の記載を加えるということで方向性をお示しいただきました。

一方で、何をもちいて内外無差別とするのかと、あるいは廃止後に内外無差別が担保できなくなった時にはどうするのかというご意見を頂いておりましたところです。

まず、内外無差別制ということについては、基本的には前回も申し上げたとおりでございますが、電力・ガス取引監視等委員会において、その①、②、③と示しておりますような要素を含めて、定期的に足元の卸売りの実績を確認されるということになっており

ます。こうした中で内外無差別制というのが総合的に評価をされていくということだと認識をしております。また、いったん廃止された後に内外無差別の卸売りを行わなくなった場合ということの扱いについてでございますが、その場合は再度速やかに導入するということとしてはどうかと考えております。

少し下の米印に書いてございますけれども、その場合、再導入が決定した年度においては、その時の供給余力の限りということとせざるを得ないかと思っておりますけれども、その翌年度からは廃止前の契約量程度は卸売りを行うようにするということが、一つの目安になるかと思う一方で、この廃止から再度導入というまでの期間がどの程度になるかによって、かなり前提情報が変わり得ると思っておりますので、今申し上げたような直後の再導入の一つの目安というものがございまして、より詳細については、常時バックアップを再導入するという事象が発生した時点において、検討するということではどうかと思っております。

続きまして、12 ページでございます。廃止のタイミングと新電力の事業活動への影響というところでございまして、定期的に監視委において行われているフォローアップの中で内外無差別が確認されれば廃止可能ということになるわけですが、このタイミングいかんによっては、新電力の電源調達や事業活動に影響が出るということでもあります。従いまして3つ目のポツにございまして、毎年6月ごろに実績評価がなされているということなどを考慮しまして、この6月頃に常時バックアップの廃止判断がなされて、10月～12月ごろに翌年度の卸売りの契約交渉が開始され、翌年の3月、その年度いっぱい常時バックアップを廃止するという流れを、基本的なケースとして運用してはいかかと思っております。

続きまして、14 ページでございますが、常時バックアップを廃止した際のベースロード市場との関係でございます。ベースロード市場の供出量の算出の際には、前年度の常時バックアップの契約量を控除するというようになっておるわけでございますけれども、この廃止が決まった場合に、それを控除するのかもしれないかというところではありますが、これはいずれにしても供出される市場が変わるかもしれませんが、新電力の電源アクセスの機会という意味ではベースロード市場に出るのか、スポット市場に出るのかというような形で機会を確保されていると思うところでございます。そういう中でベースロード市場の制度設計について制度検討作業部会において今現在進められておりますので、そちらの中で整理をいただくということにはいかかかと思っております。

続きまして、15 ページ以降が常時バックアップの適正化の話でございます。まず一部の新電力の契約割合が極めて高いという点についてでございますけれども、この15ページにお示ししておりますように、大きく2つの要因があるということであるかと思っております。1つは基点の設定でございまして、もう一つは継続契約を新規追加の申し込みでも優先をしているということ、この2つが大きな要因かと思っております。

それに対しまして17 ページでございますが、まず要因①の基点の解消ということについて

ては、もろもろ方策はあるかもしれませんが、なかなか妥当な設定が難しいであろうと思っております、一方で本論点の解決のために新規追加の申し込みよりも、継続を優先するという点についての課題解決をすることが合理的ではなかろうかと思っております。

次のページにも続きますが、端的には今回、われわれがご提案をしたいのは、常時バックアップの申し込み量に応じて公平に新電力間で案分するということではいかがかと思っております。

18 ページをご覧ください。ちょっと右下の吹き出しがございますが、前年度の常時バックアップの卸売総量をベースとして確保した上で、さらに残った余力を加えたものを卸売可能量上限というふうに捉えた上で、これに対して年に1回適切なタイミングで募集申し込みを行いまして、その申し込み量に応じて各新電力に対して案分をするという方法ではいかがかと思っております。もし、追加的に余力が生まれた場合については、その余力というのもまた適切に配分をしていくということかと思っておりますけれども、全体としてこの常時バックアップの卸売量の上限の中で申し込み量に応じた案分ということを行ってはどうかと思っております。

次のポツでございませけれども、一方でこの供給力の考え方につきましては、やはり季節や月による変化ということもございませし、年間一定の契約kWとするのか、季節や月ごとに変化させるかといった辺りは、これまでの運用を踏まえて旧一電各社の供給力の実態に応じて募集すればよいということにはいかがかと考えておるところでございます。

続きまして19ページでございますが、もう一つの適正化の論点でございます転売問題の対応ということですが、これまでもお示しましたように、やはり転売問題については常時バックアップの自由度、さらには低廉な価格設定というところが大きく寄与していたと考えておるわけでございますが、まずその自由度については、先ほどご提案をしたような形で案分をするという方法にすると、まずそれによってある程度改善は期待できるのではないかと考えております。一方で、通告変更とかあるいは常時バックアップのオプション価値の評価という点については、もちろん方法として考え得るということではございますが、一方でそれをするによって旧一電のグループ内取引というものと比較して、より劣位になるということであれば、それは内外無差別の関係で問題となると考えておるところでございます。

従いまして20ページでございますが、エリアごとの内外無差別の取り組みと整合的に変更するという自体は認めるということにはどうかと思っておりますけれども、それを行う際は、この契約内容の変更の際には、特に1ポツに例で挙げておりますような契約kWの年間固定とするであるとか、変更量の幅を狭める、タイミングを前倒しする、オプション価値の評価をした上で料金設定を見直すと、こういった重要事項の契約内容の変更を行う場合には、電取委で事前に確認をするという方法ではいかがかと思っております。その結果、旧一電内部の卸売りに比較して劣後するものではないということであれば、その変更

を行うことができるということとしてはどうかと考えておるところでございます。

以上、常時バックアップに関連する論点でございます。

引き続きまして、すみません、長くなりまして恐縮ですが、26 ページ以降、今度は小売事業者から需要家への情報提供の充実化の話でございます。

28 ページをお開きください。前回、説明義務の課題、説明の在り方ということで、どういったものを説明義務に加えるかという点についてご議論をいただきました。今回、その説明義務の中身の分かりやすい説明の在り方の話と、説明義務ではない話としての情報提供開示の在り方、さらには需要家への説明スタンスということについてご意見を頂ければと思っております。

進みまして 35 ページでございます。説明義務を果たしていく上で需要家に対してどのような方法で説明をしていくかということでございますが、前回ご意見頂きましたように、やはり需要家の知識経験というものを踏まえた上で分かりやすい説明をするということ、あるいは需要家が高齢者である場合も含めて、その需要家特性にちゃんと対応できるような説明をする。分かりやすさの観点では、図表、グラフ、概念図などを用いると、あるいはその推移というものも示していく。事前の交付書面については一定程度の大きさのフォーマットを活用するとか、あるいは重要なところは赤字にするとか、そういった点というのがやはり説明義務を果たしていく上では重要であろうと思っておるところでございます。

こういった点を今後、具体的に規律として取り組んでいくための症例ないしは小売ガイドラインの中にどう位置付けていくかということについて、より具体的な検討を事務局として進めていきたいと思っておりますけれども、もしご意見がございましたら頂ければと思います。

続いて 36 ページでございますが、説明義務に加えてどういった情報というのを需要家に対して提供することが望ましいかという点でございます。36 ページの下の欄にお示ししているのは、現在の小売ガイドラインで提示されている一般的な情報提供として挙げられているもの、その望ましい行為と問題となる行為ということでございます。

さらに 37 ページにも同様に、望ましい行為と問題となる行為ということで現在規定されているものを挙げさせていただいております。

こういったものの他に、どういったことを情報提供していくべきかということについてご議論いただければと思いますけれども、従って 38 ページでございますが、前回まさに説明義務として果たすべきというふうに方向性を設定いたしました料金の変動制というものについては、例えば市場価格に完全に連動する料金メニューであるという場合には、需要家にそこをしっかりと説明をするということを行っていくこととなりますし、その結果、小売事業者としても電源調達の高価格変動リスクというのを料金に転嫁できると、そういう構造になるわけでございますが、現実、多くの料金メニューにおいては、燃料費調整の仕組みなどである程度、毎月料金を変動させながらも電源調達の高価格変動リスクを一定程度小売事業者において負っていると。そういう中で一定の安定性のある料金メニューを提供

しながら競争されているものだと認識をしております。

従いまして、そうしますと、やはりこの電源調達の価格変動リスクというものが、この一定の安定性のある料金メニュー自体の持続可能性に影響するというところでございますので、現在需要家が契約している料金メニューというのがどの程度維持できるのかということに関する手掛かりとなる情報も需要家が選択を行う上では重要なのではないかと考えておるところでございます。具体的にはということで掲げさせていただいておりますけれども、やはり一つは電源構成と、この中には卸売電力取引所からの調達比率を含めてですが、それを見ることで電源調達の価格変動の傾向というのが一つ参考情報としていえることができると思っております。

また、さらにそういう価格変動がある電源調達のコストに対して、コスト変動に対して、当該小売事業者がどのような対応の方針あるいは取り組みをしているのかと。少なくとも何か定性的な内容については示すことによって、需要家にとって重要な参考情報になるのではないかと考えておりますし、それがさらに定量的に整理、分析された情報があればなお良いということかと思っております。

最後のポツですけれども、さらに加えて、バランシンググループに関する情報ですけれども、電源調達や需給管理を自社で行っているかどうかということは、以前も小売事業者の姿ということでご議論いただきましたが、やはりエネルギー供給事業者としてのあり様はかなり大きく変わるという要素だと思っております。また、その託送インバランスなども連帯責任から破産等に至るような事例というのも過去発生していることを考えましても、こうした情報についても一定の重要性を有するのではないかと考えておるところでございます。

39 ページをご覧ください。今ちょっと申し上げましたような幾つかの追加の候補の項目でございますけれども、一つはもちろん説明義務を必須項目として位置付けるという可能性ももちろんございますが、どちらかという今回②に挙げておりますように、望ましい行為として位置付けるという方法、あるいはさらに先ほどBG関連で申し上げたように、比較をすることによって意味を成してくるというような情報として位置付けるという形もあり得るかと思っております。望ましい行為として位置付ける情報については、原則的にはウェブサイトへの掲載あるいはそこに誘導するようなQRコードなどを使うことによって需要家に情報提供するということが基本的には良いかと思っておりますけれども、その情報の項目とその位置付けということも併せて検討していきたいと思っております。

最後 40 ページでございますけれども、前回、澤田委員からもご指摘いただいた点でございますが、やはりリスク情報をしっかり説明、開示をするということが、要はお客さまを遠ざけるというよりは、むしろ信用していただくために重要ではないかというご指摘だったと思っております。こうしたスタンスについても今後、業界内に制度改正などの説明をする機会をとらえまして、こうした考え方について浸透を図っていきたくないとわれわれと

しても思っておる次第でございます。

最後、標準メニューによる受け付け再開と最終保障供給の状況でございますけれども、43 ページをご覧くださいますと、4月以降も新たな標準メニューでの受け付け状況を整理しております。多くの会社で4月1日供給開始の標準メニューについて現在受け付け中という状況になっておりますけれども、東電EP、中国電力、九州電力においては現在受け付け停止中という状況でございます。東北電力についてはいったん、受け付け再開後に受け付け停止をいたしましたけれども、さらにその後、もう一度メニューを見直した上で受け付け中という状況になっておるところでございます。現在、受け付け停止中の3社におかれても同様にさらにメニューを見直すということとともに、受け付け状態、受け付け中という状況に早急に至っていただくことが期待されているところでございます。

44 ページは各社が設定している新たな標準メニューについてのご参考でございますが、やはり一つの大きな特徴は、各社も標準メニューにおいて市場価格調整項というものを導入をしているという点であろうかと思えます。これは最終保障供給の中でも市場価格調整項というものを導入したことと整合的であろうと思えますし、実際の各小売事業者が調達構造に合わせた料金メニューという点で合理性があるかと思っております。

45 ページ、46 ページは最終保障供給の状況でございます。4月以降、特に46 ページをご覧くださいますと、現在まだ引き続き高止まりしている4万件を超える最終保障供給の件数がございますが、4月以降はある程度この件数が下がるというふうに見込まれておりますけれども、なお2万件を超える水準というところがございますので、こういった最終保障供給を受けておられる需要家の解消、またその需要家さんに向けた情報提供の在り方なども先ほども情報管理の話とも少し関係するかもしれませんが、どういう形でどの会社が受け付けているかということをお知らせするのがよいかという課題もあるかと思っております。

最後47 ページは、こういう最終保障供給を提供し続けていく上での原資の調達についてですけれども、また次回以降も含めて引き続き議論をしていきたいと思っております。

すみません、長くなりましたが資料の説明は以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、議題3についてご議論いただきますが、最初のところは常時バックアップの廃止の問題で、これは内外無差別との組み合わせということにより詳細なご提案を事務局から頂いたということだと思います。

2つ目は消費者に対する情報提供のところ、今回も料金改定についていろいろ公聴会とか私も出ましたけれども、やはり消費者の方はこの情報提供が十分じゃないというふうなこと、それはありましたんで、それについてどういうふうにか考えるか。それから最後のラストリポートですけれども、これは現状とそれからその先にまた47 ページがあります

けれども、原資の調達があるとかを議論しなきゃいけないから、これは今日決める話でもないと思いますので、皆さんからいろいろご意見頂ければと思います。

それでは、松橋委員がご発言をご希望です。松橋委員、どうぞ。

○松橋委員

松橋です。よろしくお願いします。2点コメントというか質問を含めてさせていただきたいと思います。

1点は常時バックアップの廃止についてでございまして、内外無差別について非常に丁寧な説明をいただきました。ありがとうございます。それで、私は実は、大手の旧一般電気事業者とも付き合いがありますが、非常に零細ないわゆる自治体電力といわれるような人たちとも情報交流があるわけですけども、そういう人たちと話している時に、この内外無差別の問題について非常に不安を持っていらっしゃるようです。それは何かというと、内外無差別の判断が非常に難しいと。特に事前通告、全部の地域じゃないかもしれませんが、常時バックアップについて事前に旧一電側に通告することで、今日は常時バックアップの電力を使わなくてもいいとか、そういうようなことができるようになっていて。一方これが廃止された時に、相対で旧一電さんから電力を買う時に、事前通告をしてもいいよと言われているんだけども、そこが非常に疑心暗鬼というか、そこに乗っていいものかどうか非常に怖いと、こういうような感覚を持っているように見受けられます。

ご説明のあった中では、ちょっとオプションのような話があって、確かに事前通告をすることで常時バックアップを使ったり使わなかったりできるというのはある種のオプションなので価値があると。だからその分高くなっても当然正当化されると、こういうことだと思うんですが、それをオプション価値を正當に評価できるのはかなり力のあるエネルギー事業者さんで、研究所も持っているようなところだと金融工学なんかも使って研究もかなりやられていますので、そういう評価はできると思うんですが、自治体電力のところは非常に零細で、研究所を持っているわけでもないですし、恐らくそのようなことを正當に自分たちで評価することができないと。従って心配だけがあって怖い、怖いと思うようになってしまうんですね。旧一電さんもこのような自治体で収益性を最大化するというよりは地方創生、地方における雇用の創出とかそういう目的を掲げて、自治体と一体となってやっているところですので、こういうところとは敵というよりは共存していきたいと思っているはずですけども、そういった面も含めてそういった零細な事業者の不安があると、特に事前通告の辺り、オプション価値ですよと言われても、そうはいつでも分からないとなかなか判断できないと思うので、そこを何とかもう少し小さな事業者に対して不安を取り除くような措置が、行政側からできないものだろうかというのを一つ挙げさせていただきたいと思います。

2番目はバランシンググループの需給管理の問題について、前から引き続いてご説明がありまして、需給管理システムを確かに丸投げしている新電力事業者というのはないこと

はないんですね。私も事例を存じ上げております。悪い事業者ではないが大きな傘の下に入って、自分たちは需給管理をしないという、こういう事業者がいることも事実でございます。それに対してきちんと責任を持ってほしいとご指摘があるのも事実なんですが、そうではないbalancingグループというのが今後、私は出てくる可能性が増えてくる可能性があると思っております。それは何かというと、カーボンニュートラルに向かうシステムの中でbalancingグループを組むことが妥当で、それがイノベーションにつながるような場合です。例えば化石燃料を使った火力のいろいろな発電、あるいは分散電源を含めまして、そういった発電がいわゆるPVや風力のいわゆる調整力となって、化石燃料と再生で優れたカーボンニュートラルに向かうシステムを一体となって構築するような場合は、それらがbalancingグループを組むことによって、より効率的なシステムになると、こういうことがあると思われま。あるいは、またPVや風力それ自身にとっても離れた地点、あるいは負の相関があるような組み合わせを取ることによって、広域BGを組むことによってトータルとしての調整力が少なくて済むと、こういうような組み合わせも気象を調べながらこれからは出てくると思っております。従いまして、こういったカーボンニュートラルに向かうイノベーションを助けるようなBGについてはむしろ需給管理を丸投げというBGとは全く違うので、むしろいろんな意味でプロモートしていくということが社会全体としても有益だと思っておりますので、そこをぜひ区別をして扱っていただきたいと考えております。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、石井委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○石井委員

ありがとうございます。需要家への情報提供の充実化の部分につきまして、今回ブレークダウンしまとめていただきありがとうございます。資料に掲げられている課題認識、追加対象になり得る項目、また説明の在り方として例示されている項目、いずれも重要な指摘と思っており、私どもとしても違和感はありません。この方向で議論を進めていただければと思っております。

特に電源構成に関する情報に関しまして、今後、開示が一層進むような仕組みを期待しております。昨今、カーボンニュートラルに向けてビジネスを取り巻く環境は非常に変化しておりますが、脱炭素化を意識したものに進展している流れの中、何かしら対応を求められ始めている中小企業も相当程度ございます。一方で、まだ多くの中小企業がこのカーボンニュートラルに対して何かしなくてはいけないけれども、何から始めていいかわからないといった状況であるのも事実でございます。こうした脱炭素経営に向けた取り組みの一步としては、まずは省エネが有効ですけれども、相当程度省エネを既に進めていて、次

の一手を模索している企業でしたり、またかなり電力を消費せざるを得ず、大幅な省エネが難しいような企業にとっては、実際に自社が購入・消費している電力をできる限りゼロエミッション由来のものにしていくといったニーズ、自分がどのような電気を使っているのか、そういった点を知りたいといったニーズが今後高まってくると考えられます。

そうした需要家の動きに応える意味からも、電源構成に関する情報について、分かりやすさを前提とした上で、質、量の両面で一層開示が進んでいくことを期待したいと思っております。今後、さらなる検討をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。村松です。2つ挙げさせていただければと思います。

まず常時バックアップについてですね。今回、判断軸をお示しいただきまして、9ページですか、こちらの3つの実効性確保策といったことをご提示いただきまして、卸売りの実績確認を監視等委が定期的に行いますということが明確に出されました。監視等委におかれましては責任重大とは思いますが、ぜひここをしっかりとやっていただければと思っております。

内外無差別が担保されましたということを判定するに当たって、どのような根拠に基づいて判断をしたのか。判断軸はどういったものなのか、こういった説明を求められると思いますので、公平性、透明性を持って取り組んでいただければと考えております。

新電力にとってやはり内外無差別といった時に、2つの局面があると思います。機会平等と結果平等ですね。電源にアクセスできるという機会だけではなく、やはりその結果、旧一電みなし小売との間で、一定の競争力をもって事業ができるという結果平等のほうが本来は内外無差別という観点で求められるものでないかと考えておるんですが、そういった見方、機会平等、結果平等という見方があってどう判断したかといった点が、監視等委からきちんとお示しいただければと考えております。

続きまして、2番目の情報提供の充実化についてです。ここについては過去に何度か議論を進めていただきました。今回は27ページのところに、今一度目的に立ち返って何でこの情報提供が必要なのかというのを資料をつらつら眺めておりました。目的としましては、27ページ3ポツ目ですかね。需要家保護だと思うんです。需要家がリスクを認識しつつ適切に事業者を選択する、そのために情報提供する。どんな情報内容が適当なのかという話だと思うのですが、今回需要家保護のための手段として情報提供の充実化ということで、さらにいえば背景としては小売事業者の破綻であったり、その結果ラストリゾートに切り替えをせざるを得なくなった需要家におけるトラブルといったものがあつたのでと理解しております。

では、このような環境で需要家保護に資する策というのは本当に情報を提供することなのかと改めて考えたんですが、料金メニューの変更リスク、これは明らかに需要家にとって重要な情報であり、どのようなリスクがあるかということを中心にメニューから理解すべきであると。ここは疑いない話かと思っております。

一方、料金メニューの安定性に対する予見性が分かる情報の提供、これは 38 ページにあった文言だと思うんですが、一律に需要家に対して一定のこういった情報を提供することが果たして目的に合致しているのだろうかということも改めて考えました。

十分知識のある需要家であれば情報が公表されて、それを基に分析するということが可能だと思います。大口の特高、高圧の需要家の方であれば、これらの情報分析をしてどのような事業者と契約をするのが適切なのかということも、調達のご担当の方が十分検討して社内に稟議上げてといったことになると思いますので、そういったある種プロの需要家というんですか、そういった方々に対しては小売事業者としては当然、積極的に営業目的で情報公開すべきだと思います。ただ、一般の低圧の小口のお客さまのことを考えた時に、果たして提供された情報を十分活用するだけの知識があるのか。かえって情報が出されることによってミスリードする恐れがあるのではないかと。そのミスリードを恐れて小売事業者が適切な情報発信ということに対して非常に慎重になってしまっていて、負荷がかかり過ぎてしまうのではないかと懸念しております。

また、こういった情報が発信された場合に、信頼性は担保されるのだろうかといった観点も出てくると思うんですね。今回、これらの情報の位置付け 3 パターンをお示しいただきましたけれども、一律に全ての需要家に対して多くの情報を公表して、それに基づいて各人がご判断の上に契約に関するリスクを識別して自分で決めてくださいというよりは、積極的にプロフェッショナルの需要家の求めがあれば、そこはきちんと対応するというのが望ましい行為であるという事例として、お示しいただくのも一つではないかと考えました。全てのお客さまが一律、一定程度の知識があるのであれば、ここは情報提供してそこで判断してくださいということは有効だと思うのですが、ちょっとそのような環境にはまだまだないのかなということも考えますと、小売事業者のご負担とそこから得られる需要家サイドのベネフィットのバランスを考えると、一律公表よりかは個別でご対応するというのが望ましい状況ではないかと考えております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、大石委員ですね。どうぞご発言ください。

○大石委員

ありがとうございます。私は情報提供について発言させていただきます。今、村松委員がおっしゃった部分、実は事前の説明を受けた時に、今の 38 ページのところについては、

低圧の一般消費者が理解するにはかなりハードルの高い情報だと思ったというのが正直なところですが、確かに消費者が選ぶためにはいろいろな情報が適切に得られることが大事であり、今回、最初に提案されておりますリスクをいかにきちんと伝えるかということが、まずは重要だと思っております。ですが、そのリスクの内容を判断できるかどうかは、やはり個人差が大きいと言いますか、一般消費者で理解するのは難しいのではないかと、思ったというのが事実です。

それよりも27ページのほうに戻りますけれども、これは消費者の側が、ただ値段の安いだけで電気を選ぼうとすることで、リスクに目が向かなくなるということもあり、これは選ぶ消費者の側にも問題はあると重々承知しておりますが、事業者は、やはりリスクをきちんと伝えると同時に、継続的にどれだけ丁寧に情報を出し続けてくれる、が重要だと思っております。今回も電気代が急激な値上がりをしておりますけれども、やはり事業者さんによってはそのたびに消費者にきちんと注意を促すというか、こういうメニューを選んでいる場合には、今回こういう事情で料金が上がりますなどの説明を丁寧に行ってくれた事業者さんもあったとのことで、その場合は、たとえ値段が上がっても納得がいったという消費者もいました。

それから、そういう時に、ダイヤモンド・リスパンスのことなど、先ほど石井委員のお話にもあったのですが、やはりお互いにとってプラスになる情報を出してくれるかという点が重要だと思っております。カーボンニュートラルに関して、例えば電源の情報や、それから消費者がどういう選択や行動をすれば貢献できるのか、また、ダイヤモンド・リスパンスもですが、電気の使用量を減らせるような省エネの情報を具体的に教えてくれるなど、そのような事業者のほう为消费者としては最終的には信頼できるということではないかと思っております。いつも、できるだけ情報を出してくださいと言っているのに、それを理解できないかもしれない、というのは申し訳ない気もしますが、消費者に分かりやすく、実際に受け入れられる情報というのを事業者さんが出せるかどうかということが重要かと思っておりますので発言させていただきました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次、順番は谷口オブザーバーですけれども、委員の方はいらっしゃいます。よろしければ、エネットの谷口オブザーバー、どうぞご発言ください。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。常時バックアップの適正化と情報提供の充実化について、それぞれ発言させてください。

まず常時バックアップの廃止についてですが、9ページに整理いただいている方向に特に異論はございません。その上で改めて申し上げたいということですが、3ポツのところ

にあります今後監視委で確認いただく①、②、③の3点についてですけれども、例えば①においては、記載されている内外無差別な交渉の実施というものは定義や内容を明らかにすること。特に大手の発電事業者、発電部門と小売部門の既存の長期契約の位置付けであったり、契約運用条件等の整合性であったりというような点とか、②においては、標準メニュー募集の際に、供出量が事前にグループ内に先に確保された上での量となっていないか。また、特定エリアに限定されることなく広域のメリットオーダーにも資するような内容となっているのかといった点。それから③においては、社内の取引文書は契約書のみならず運用申し合わせ書などの別途の規定があるかないか。またある場合はその内容ということも含めて、それぞれの定義する項目が実際に何を参照、検証し、内外無差別の判断としたのかといったことについて整理する必要がありますし、そういった整理を行う上では、実際に現地現物でご確認いただき、こうした場でご報告いただくということが重要かと思えます。

先ほど議題の2の情報管理のところのように、議論が整理されているにもかかわらず、今後、内外差別が生じた場合ということも考えておく必要があると思えますので、資料における整理内容を事例と照らし合わせるができるように、きちんとこうした場で議論の資料をご提示いただくというようなことのご検討をお願いいたします。

次に、情報提供の充実化についてです。38 ページの4ポツ目のところに対応方針や取り組みについて、さらに深めて定量的に整理した情報とありますけれども、小売事業者としては需要家にきちんとメニューを理解していただき、それが持続的に提供されるのかの予見性を判断するための客観的に分かりやすい情報を示すということは重要だと思っております。しかしながら、各項の中の例にありますようなリスクヘッジ割合といったものを例えば示したとしても、その定義が事業者によって異なったりすることや定義自体が難しいということもあって、需要家の判断に本当に資するものになるのかどうか。あえて混乱を生まないのか。先ほど村松委員、あと大石委員のほうからのコメントとも関係しますけれども、本当に需要家にとって判断に資する情報、意味のある情報ということを定義する必要があると思えますので、ヒアリング等を通じて需要家の意見にも耳を傾けて議論を整理いただくということをお願いできればと思います。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、オブザーバーの方よりも委員を優先させていただくと、秋元委員ということになって、秋元委員、どうぞご発言ください。

○秋元委員

秋元です。ありがとうございます。すみません、ちょっと入力が遅くなって申し訳ありません。

ちょっと今もうエネットの谷口オブザーバーがおっしゃいましたように、私もちょっと38 ページ目が若干気になっていて、既に前回だったか、申しあげましたけれども、なかなかやはり難しい情報を出しても消費者は理解できないと思っていまして、そういう面ではちょっとこのリスクヘッジ割合という記載が何を意味するのかよく分からなかったんですけども、恐らく、例えば相対取引の割合とかそういう意味かとは思ったんですが、ただ、そういう単純な情報というのは本当に適切なリスクのヘッジ、リスクが低いということにつながるのかどうかという問題もあって、なかなかやはりどう定義をすると安定供給でリスクが本当に低いのかということとはなかなか分からないので、あまり単純にある指標だけを望ましい行為として表示させるということになると、むしろかえって逆効果になり兼ねないという気がしていますので、その辺り、電源構成ぐらいはいいかという感じはして見ていたんですが、ちょっと具体的、特に定量的な指標となった時に、しかもどうしてもなるべく情報は限りたいと思いますので、限ると今度はまた誤解を持った、間違った、ミスリードした情報になり兼ねないと思いますので、その辺りは十分注意して、あまり望ましい行為ということで、何でも書こうと思いき過ぎないほうがいいかと思って聞いていたところでした。

46 ページ目の最終保障供給のところですけども、なかなか減ってこないというのはやはり問題だと思いますので、ちょっと具体的なものもあれですけども長期間になるとだんだんペナルティーを課していくということも含めて移動を促していくということも考えないと、ちょっとやはり面倒くさくて楽なんでそのままいるという人が多いんだろうと思いますが、促す方策ということをちょっと考えていく必要があるんじゃないかと思って数字を見ていたところでした。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、松村委員ですね。どうぞ。

○松村委員

まず情報提供の件ですが、これはそもそも事務局の提案は、情報提供の充実化ということであって、義務化というのは一つの選択肢であるし、あるいは義務までいかななくてもガイドラインで望ましい行為として位置付けるというのも一つの手段なんですけど、必ずしもそれに限ったことではないと受け止めています。いろんなやり方というのがあって、それでも必要な人にはとても有益な情報があり得るので、例えば例示していったこういうような情報を出すというのがガイドライン上の望ましい行為というよりも、もう少し緩い形でこういうのがグッドプラクティスですというような形で出していくということも含めて、かなり広い間口で議論しているのかと理解していました。もう初めからこれは義務化、あるいは義務化までいかななくても望ましいと言って、かなり強制に近い格好になるのかとい

う、その警戒感が先に立つというよりは、どうやったらより情報が充実していくんでしょうかというような議論というの出発点として、提起していただいたと受け止めています。

それから次に戻って、常時バックアップのほうですが、これに関しては内外無差別の具体的な、何が満たされれば内外無差別と見なすのかというような類いのことが今回出されているわけではなく、それが監視等委員会できちんと議論し、確認していくという作業は当然していくわけですが、それがちゃんとできたという時の手続きというのをあらかじめ備えておかないとそちらも進まないということで出しているだけなので、従って何が満たされればそれは内外無差別といえるのかというようなことについて、留意しなければいけない点がいっぱいあると、谷口オブザーバーのおっしゃることは全くもつともだと思いますが、そういうことをちゃんと監視等委員会のほうで議論していくということなんだろうと思います。その時に改めて、まさかこんな緩いもので内外無差別と言っちゃうんじゃないですよ。大半のものというのは自社取引として押さえて余剰の分だけというので、余剰に近い部分、ごくわずかな部分というのを新電力と旧一般的事業者の小売部門が取り合うという、そういう同じ条件で取り合うというのは内外無差別とは言わないですよ。というようなことはもつともだと思いますが、それについてどういう解釈が正しいというのを拘束するというのをこの委員会で議論したわけではないと思いますので、その点はそちらでインテンシブに議論していただければと思います。

全然関係ない、今まで議論に出ていないことで、ちょっと外れたことを言うようで申し訳ないんですが、スライド43なんですけれども、備考のところ、市場連動型メニューも受け付け中と書いてあるところ、市場連動メニューにて受け付け中と書いてあるところというのがあって、これは意味がかなり違うわけですよ。市場連動型メニューも受け付け中ということは普通のメニューも受け付けていると、そういうことで、市場連動型メニューにて受け付け中ということはそれしか受け付けていないというそういうこと、今停止中だったとしても停止前でもそれしか受け付けなかったと、そういうことなんです。それで、じゃあ、新規以外の既存も全部そちらに巻き替えていくということであれば不当な差別には当たらないと思うんですが、もしそうでなければ、市場連動型メニューにて受け付け中というのは停止している、停止していないにかかわらず、それ自身は問題あるのではないかということが、私が言ったんじゃなくて監視等委員会の制度専門会合で法学者の方が指摘になった。つまり新規と不当な差別をしているのではないかという問題提起というのが別の文脈でされたということがあったと思います。これに関しても契約時期が違うという結果として違う扱いになるというのは全く不当ではないと思いますが、更新というのがあるまでの間は差があったとしても、更新という時期が来た後でもずっとこの状態が続いていくというのは、そもそも相当に問題がある行為なのではないか。それは監視等委員会のほうで聞き取らないといけないのではないかと少し思っています。そもそもこれの出発点は公正取引委員会と監視等委員会で、この受け付けを停止するということが自体に問題があるわけではないというような整理というのを出した。それでそれ自身は正しかっ

たと思うんですが、その整理自体は正しかったと思うんですが、しかし、それが原因になってこういうことを生んでいるのかもしれないというようなことで、もう少し丁寧な整理というのがされる可能性も本来あった。つまり最終保障というのが改革されて、それで既存の契約というのは更新までの十分な時間というのがあるのにもかかわらず、ずっとこれが続いているという状態について問題がないと言ったのではなく、あの局面で基本的に問題がないと言ったんだとかというようなことがもう少し本当は丁寧にやれば、こういう事態というのはひょっとしたら防げたかもしれないと思っています。

監視等委員会のほうでも、少しこの点に関心を持っていただいて、この状況が足元ではやむを得ないという側面もあると思いますが、これがずっと続くんだとするとエネ庁と協調して、本当にこれでいいのだろうかということはぜひ頭の隅に置いて将来検討がされるということを期待しています。以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

ご指名が2つありましたけれども、次のご発言者は監視等委員会の新川オブザーバーです。どうぞ。

○新川オブザーバー

監視等委員会、新川でございます。ありがとうございます。幾つか発言をさせていただきたいと思います。

まず、情報提供の充実化につきましてでございますけれども、これまでご議論いただきましたとおり、市場連動型の料金メニューを提供する事業者が増えている中において、需要家が契約締結時に、そのリスクを正しく理解できることの重要性は増しているものと理解しております。

これまでも料金の算出方法は説明義務の1項目とされており、リスクについて情報提供することを小売営業ガイドライン上、望ましい行為に位置付けられているところでございますけれども、需要家にとっての分かりやすさの観点も踏まえ、事業者による説明、情報提供の内容や方法をさらに具体化していくことは非常に意味があることと考えております。電力・ガス取引監視等委員会におきましては、引き続き事業者による適切な説明、情報提供がなされるように監視、指導してまいりたいと考えております。

次、標準メニューについてコメントさせていただきます。

多くの低電力会社におきまして、本年4月1日の供給再開に向けて、現在、高圧・特別高圧の標準メニューの受付がなされているものと理解をしております。他方で、標準メニューによる受付を停止している地域もあるところ、そうした地域においては小売電気事業者各社による受付再開の取り組みが望まれると考えております。松村先生の問題意識も受け取りましたので、事務局の中でも検討してみたいと思っています。

最終保障供給の件数の推移につきましても、引き続き今後の状況を注視してまいりたいと思っております。

また、その最終保障供給の原資について、一部資料にも記載がございましたので、それについてもご発言させていただきますけれども、本来は小売事業者による供給が行われるべき事業について一般送配電事業者が最終保障供給を行っている場合に、その原資を安価にスポット市場から調達したことは理解できるところでございまして、実際に一般送配電事業者の最終保障供給に係る収支は改善傾向にあるものと承知をしております。

他方で、スポット市場への影響につきましては、11月の本小委員会で整理されたとおり、最終保障供給に必要な範囲で最小限度の量を社会コストの低減に資するような価格で購入しているかという観点が必要と考えてございまして、こうした観点から監視委において必要な検証を行ってまいりたいと考えております。

それから、最後のご質問いただきました内外無差別の基準の点でございまして、これまでご議論いただきましたとおり、常時バックアップの廃止に当たっては、内外無差別な卸売りが各エリアにおいて担保されていることが重要と理解しております。各エリアにおける内外無差別な卸売りの取り組み状況は、電取委において年に2回の頻度で確認をしてきたところでございます。常時バックアップの解除の判断に当たりましては、監視等委員会の審議会において、あらかじめ内外無差別の卸売りが担保されているかどうかの確認項目をご議論いただいた上で、項目ごとに実施状況を確認していくことを想定しております。

引き続き、各エリアにおける内外無差別な卸売りが担保されているか否かについて、電力・ガス取引監視等委員会においてしっかりと確認、判断をしてまいりたいと考えております。

長くなりまして恐縮でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、次は送配電網協議会、平岩オブザーバー、どうぞ。

○平岩オブザーバー

はい、平岩でございます。ありがとうございます。

私からは、47ページの今後の最終保障供給におけるスポット市場での原資の調達について発言させていただきます。

一送各社は、最終保障供給契約の需要家に対して、小売契約の申し込みを受け付けしている小売電気事業者の情報を提供するなど、最終保障供給の契約量の減少に向けて能動的な取り組みに努めております。

46ページに記載がありますように、4月以降の最終保障供給の契約件数は減少に転じる

見込みであるものの3万件弱の契約数となると想定されており、最終保障供給契約電力が急増する前の2022年3月以前の状況には戻っておらず、一般送配電事業者が安定的に必要な供給力と調整力を確保できるか、懸念が続いております。

このため、ご提案いただいておりますとおり、本年4月以降の最終保障供給原資の確保策として一送によるスポット市場からの調達継続について、次回、本小委員会にてご検討をお願いしたいと思います。

一送がスポット市場から最終保障供給用の供給力を確保する対応は調整力が不足する不安の解消に資するとともに、調整電源に比べkWh単価の安価な電源が活用できる場合、調整力の調達費用の抑制にもつながるものと考えます。一送としても、引き続き最終保障供給契約量の減少に向けて能動的な取り組みを行ってまいります。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

だいぶ時間も来ておりますので、大体ご発言いただいたところですが、事務局からコメントをお願いいたします。

○吉瀬室長

委員の皆さま方から、また多くご意見をいただきましてありがとうございます。幾つかの点だけコメントさせていただければと思います。

まず、常時バックアップのオプション価値の評価という点についてご意見を松橋先生からいただきまして、まさにそういう点を含めて、電力・ガス取引監視等委員会において、内外無差別という観点も含めて評価をしていただくということではないかと思っておるところでございます。その上で、その評価に準じた形で仮にオプション価値というものが料金に反映されるのであれば、そういうことであると認識をしています。

balancingグループの話、これは他にもさまざまな複雑な情報を需要家が理解し切れるかということでご意見をいただきました。

基本的には、松村先生からもコメントいただきましたように、これを一律に義務付けるということは今直ちに意図しているというよりは、まさに需要家の方がどうすれば、この複雑だと思われる電気料金の世界をもう少しのぞいていただけるだろうかという観点でお示ししているものでございます。

電源構成の話も、もちろん今のガイドラインで電源構成というのも望ましいということに含まれているわけですが、それはどちらかというと、まさに石井委員がご発言されたように、非化石の電源を求めている需要家さんにとってのプラスアルファの価値として開示することが望ましいという位置付けでございまして、今回議論させていただいているのは、むしろリスクということとの兼ね合いで、例えばですけれども、これはFIT

の電源というものを調達している場合に、その回避可能費用が市場連動になっているという、そういう制度面の情報もわれわれはしっかり発信をしていかなきゃいけないということだと思いますけれども、そういったものも含めて電源構成と小売事業者のコスト構造、さらには料金の関係というところも理解の手掛かりというものをもう少し増やしていかなきゃいけないのではないかとということでもあります。

実はまだ今回、踏み込めていないんですが、また次回以降で、より重要なのは、まさに需要家が理解できるレベルに、こういったさまざまな情報をそしゃくし、まとめて、それを比較情報として出す主体と、あるいはそういうサービスというのが今後ますます重要なのではないかと考えておるところでございまして、そういったもちろん事業においてもミスリードな情報を提供されるということはまた問題となり得るわけですが、そのような比較情報の在り方、あるいは提供主体の在り方みたいなことについても、また次回以降でご議論いただければと思っております。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

議題の3については、最初の常時バックアップのことが1つポイントでして、これを、今日伺っている限りでは、特に大きな反対ということではなかったと思います。いろんな条件とか、あるいは監視委の判断基準とか、そういったことについてはご指摘いただきましたけれども、そういった前提の上で、適取のガイドラインの改訂等を進めるということではよろしゅうございますかね。ありがとうございます。

それでは、その他の点については、今、ご回答があったように、いろいろ議論をしなきゃいけないので、また引き続きご議論いただきたいと思っております。

それでは、議題の4、電力ネットワークの次世代化、これのご説明をお願いいたします。

2つ一緒にまとめてやりますかね。それと5番目の議題と一緒に、まとめてご説明いただきます。よろしくをお願いいたします。

○小川課長

それでは、資料6と7、続けてご説明申し上げます。

まず、資料6、電力ネットワークの次世代化についてであります。

本日のご議論ということで、3つ目のポツにありますような広域系統整備交付金の交付といった点についてのご議論をいただければと思います。その具体的な中身につきましては、まず3スライドをご覧くださいければと思います。

広域系統整備交付金という名で、電力広域機関が系統整備に充てていく費用というのは、この左下のところ、日本卸電力取引所で生じた、市場分断で生じた値差収益と呼んでいるもの、ここが元になっております。これが3年前の法改正によりまして、JEPXから毎年度、電力広域機関に納付されることとなりました。2021年度、昨年度分としましては、

約 417 億円が電力広域機関に納付されております。

この納付金、今後、矢印右になりますけれども、系統整備に充てていくということでありまして、いろいろな系統整備が行われる中で、どういうものを対象に、どういうふうに配分していくかという、本日はその大きな方向性をご議論いただければと思います。

スライド 5 ページをお願いします。

こちら広域系統整備交付金のご説明、3 年前の法改正というところを申し上げました。これの使途につきましては、もともとはマスタープランの策定の進捗に合わせて定めていきたいと思いますという話になっておりました。足元、この年度内の 3 月中にマスタープランが策定されることも踏まえまして、本日ご議論いただくという趣旨になります。

下から 2 つ目のポツになりますけれども、もともとのこの交付金の趣旨、JEPX から広域機関に納付して、それを系統整備に充てるという趣旨からすると、これはなるべく早期に活用していくと、それによって系統整備を進めていくということが重要と考えております。一方で、現在策定中のマスタープランというのは、まさにこれからというところでありまして、実際に進められる系統整備というのは、まだ先になると見込まれております。

一方で、足元では既に広域系統整備計画というもので建設が進められているものが複数あります。注の部分にありますけれども、北海道と本州を結ぶもの、そして東北と東京の間、さらに建設が進められているという意味では東京・中部内での FC、これらの整備が進められているところでありまして、今進められているこれらに対して、まずは交付していくということが妥当でないかと考えております。

一番下のポツにつきましては、これらの交付、実際には運転開始予定、2027 年度以降ということが想定される中で、広域機関において足元で手元にあるところの一時的な滞留資金につきましては、これを寝かしておくのではなくて、積極的に活用していくことが重要という観点から、こちらは別途、現在これから法改正ということで、新たに広域機関で行っていくことを想定している貸付業務に活用していくこととしてはどうかと考えております。

論点の 2 つ目、13 ページに飛びますけれども、その対象となる系統整備に対してどのように配分していくかというところの考え方になります。

もともとの原資である値差収益というものが、毎年、その時々々の市場取引の状況によりまして、年により大きく変動することが見込まれます。また、系統整備が進めば、連系線の整備が進むと市場の分断が減って、将来的には減っていく、なくなっていくことが期待されるものであります。

そうした中でこの配分、毎年発生していくというところにつきましては、下の図にイメージがありますけれども、毎年の納付額について、その年その年の進行中の計画に対して割り当てていくとしてはどうかと考えております。その際、各計画というところについては、規模に応じて案分ということではいかかかと考えております。

資料 6 につきましては、以上になります。

続きまして、資料7、今後の火力政策についてになります。

まず、冒頭、国際動向というところで6、ページをご覧くださいと思います。

足元、本日冒頭で、この冬の振り返りを行ったところでありますけれども、欧州もこの冬に向けては相当の緊張感を持って対策を講じてきております。そうした中で、石炭火力、ドイツ、イギリス、フランス、いろいろ止まっていた石炭火力も、むしろ発電できるような形にして準備してきたというところであります。欧州の場合、かなり暖冬だったというところで、実際に使う場面はほとんどなかったかと思っておりますけれども、こういった形で石炭火力が足元では活用していくというところと、次の7スライドにありますけれども、将来的にはこれまでの方針どおり、一定の年限までにやめていくという方針であります。

8ページ、9ページは、こちらはもう少し先を見据えた欧州の動向というところであります、8ページでいいますと、赤枠、右下のシナリオのところの一番下ですけれども、ひし形になっております。こちら化石燃料であります、2050シナリオ2～6%、この時にはCCSというのが想定されて、脱炭素の火力というところでありますのと、次の9スライド目、イギリスでいいますと、この比率がより高く、火力プラスCCS、こちらはガスを想定していますけれども、2割強といったところであります。いずれにしろカーボンニュートラルというのは、火力がなくなるというよりは、火力を脱炭素化していくという前提になっております。

そうした中で、日本も脱炭素化を進めるという時に、まずは前回のご議論も踏まえまして、12ページをご覧くださいと思います。こちらは火力の中でのポートフォリオということになります。

現状、日本におきましては、ガス、そして石炭の比率が高く、石油は相当低くなってきております。こうした中で特に単一の燃料、ここでいうとガスに偏るといった場合のリスクというのが昨年来顕在化してきていたところであります。今後、非効率石炭火力のフェードアウトというのを進めていく中で、どのように適切な火力ポートフォリオというのを作っていくかというのを考えた時に、下から2つ目にありますkWhというよりは、まずはkW、どちらかという発電設備容量というのは短期的に増えるものではありませんので、その容量というのをしっかり確保していく、ここがまずポイントかと考えております。

その上で、そうした具体の目標が決まるわけではないんですけれども、政策的にどのように進めていくかというところで、今、足元では例えば容量市場というもので容量の確保があります。また、現在検討中の長期脱炭素電源オークション、ここの中で脱炭素型の火力の活用ということも図っていくことが今後可能になりますので、そういったものをどのように活用していくかというのが一つ議論かと思っております。

ご参考ということで、足元、17スライドに飛びますけれども、参考、これまで3回での容量市場における落札状況になります。17スライド左上に火力の比率が小さく書いてありますけれども、徐々に下がってきているところではあります。一方で、こちら一番右の列になりますと不落札になった、ある意味抜けていく火力としまして、もともと24年度とい

うところと言うと黄色の石油が多く、続いてLNGだったわけですが、25年度、26年度と紫の石炭というのも増えてきているところでありまして、こういった形で少し先の容量を見通すことができるようになってきております。こういった中で、将来を見据えた適切な火力のポートフォリオをどのように確保していくかというのが1点目になります。

もう一点、20ページになりますけれども、順番は前後しますが、基本的方向性、こちらは前回お示ししました内容になります。新設につきましては、原則として2050年脱炭素化というところに向けた道筋を明確化したものにする。既設についても、2050年に向けて脱炭素化かフェードアウトかというのを明確化していく。2050年に向けてということだと思いますと、長期ではある一方、足元、この後、しっかりまさにタイムライン、時間軸を持って進めていく必要があるというところでもあります。

具体的には、次の21ページになりますけれども、脱炭素オークションというので求められる2050年に向けた脱炭素化の道筋というもの、こうした措置というのは、今後新たに建設される火力というのは、こうしたオークションを使わない場合でも同様の措置が講じられることが望ましいのではないかとということ。そのために具体的にどういうふうに行っていくかという点。

また、上から3つ目のところが、少し違った観点からは、脱炭素化を効果的に進めるためには一部小規模な系統、エリアにおいては、調整力といった点がより重要になってくるのではないかなといった点があります。

これは今後どのように考えていくかという点が新設でありますし、一方で既設につきましては今後の進め方、今、各電源について今後何年間使っていくか。その中で、2050年を見据えていくと脱炭素化、一定の費用を要するわけでありまして、その場合に新たに導入される長期脱炭素電源オークションをどのように使っていくかという検討もあるでしょうし、一方で休廃止（フェードアウト）というのを進めていくというのもあると考えられます。

こうした両方の方策がある中で、各電源についての取り組みというのを、今すぐに何か一定の方向にというよりも、どういう方向で進んでいくかというところを明確化していくということが重要でないかと考えているところでもあります。

火力につきましては、以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは、2つ議題をまとめましたけれども、前半の電力ネットワークの次世代化、それから次は火力ですね。次世代化のほうは、特に再エネの関係の洋上式になっているところですね。これをどういうふうにするかということですね。

それから、火力の政策については、火力のポートフォリオですかね、どういうふうにするか。その中で脱炭素といかに擦り合わせるかということが一つだと思いますけれども、

これについてご意見、ご質問等、ご発言願いたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

2つまとめて、時間がないというふうに言ったんですけれども、まだ時間はありますので、ご発言いただいても結構だと思います。

どなたかいらっしゃいますか？

秋元委員がご発言ご希望ということですかね。秋元委員、どうぞご発言ください。

○秋元委員

ありがとうございます。

資料7について少し申し上げたいと思いますけれども、12 ページ目で火力の中のポートフォリオということですが、私もエネルギー安定供給を考えた時には、ある程度、燃料によってポートフォリオを持っておいたほうがいいんじゃないかなという感じは持っています。それが1点です。ちょっと雑ばくな意見で申し訳ないですけれども。

その上で、2050年カーボンニュートラルに向けて脱炭素化していくということ自体は当然必要で、特に電力に関しては、より早くカーボンニュートラル化を図っていかないといけないということも正しい方向だと思っています。

ただ、その上で、日本が置かれた環境は島国であって、しかも再エネのコストが相対的には海外よりも高く、一概に欧州のまねができるかどうかということ、よくよく慎重に見ていかないといけないかなと思っています。

そういう面では、電源のポートフォリオをまねるというよりは、電力の価格の部分に関してある程度、欧州だけではなくて、他、強豪国も含めてですけれども、そういったところの出来上がった料金、価格がどうなるのかということを見ていかないと、産業の競争力等々でレツツゴーする可能性がありますので、必ずしも脱炭素2050年という年限を必ず切ったバックキャスト的に考え過ぎずに、ある程度裕度を持った政策が必要でいなかと思っています。

なぜそういうことを申し上げるかということ、2050年カーボンニュートラルだとしても、例えばDACCSとか、そういったCDRと呼ばれるようなオフセット手段はあるわけですので、そういった状況の中で、例えば極端な例で申し上げますと、海外でCDR等をやってオフセットしたほうが、全体としては費用を抑制できる可能性もあるわけなので、そういった中で考えると、必ずしも絶対的に2050年、国内で電源をカーボンニュートラルしなければいけないということでもないと思っていますので、少し裕度を持った政策が必要だと思っています。

さらに申し上げますと、水素・アンモニアということは非常に重要だと思いますし、一方で合成メタンであるとか、イーメタンでございますし、その他合成燃料というところに関しても、例えば石油系の火力を持っていたとしても、途中でそういう合成燃料といったようなものが少し安くなってくることがあれば、液体燃料でございますので備蓄がしやす

くて優位に働くということもありますし、イーメタンのほうも、天然ガスも使いながら、だんだん比率を上げてイーメタン化していくということによって、事実上カーボンニュートラルを達成できるということがあるので、そういったいろいろなオプションがあるという中で、あまりバックキャスト化し過ぎずに、ちゃんと価格を見ながら対応を取っていくということが重要かなと思っています。

すいません、長くなりまして申し訳ございません。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次、澤田委員、どうぞご発言ください。

○澤田委員

はい、ありがとうございます。今後の火力政策に関して、コメントをさせていただきます。

皆さんご存じのように、ウクライナ情勢によるエネルギー価格の高騰とか電力需給の逼迫といった課題に対応しつつ脱炭素を進めるためには、再エネの強化、原子力の在り方の議論を進めるとともに、先ほどから説明がありますように、石炭火力の在り方というのを明確にしていかなければならないというのは明白だと思います。

現在、建設計画中の石炭火力の発電を含め、石炭火力発電の活用と廃止の見通しというのをより明確にして、いつまで石炭専焼で使っていくのか、いつから水素やアンモニア、バイオマス等の混焼、それから専焼化へと転換をして脱炭素電源に移行していくのか、時間軸を含めた工程表というのは必須であって、これを思い切って示していただきたいと思っています。これは先ほどの説明の中でも、そういう方向で進めるということですので、ぜひともお願いしたいと思います。

とはいえ、電源の確保とコストと脱炭素、うまくバランスを取って進めていくということは、そんなに容易ではないということはみんな分かっているわけです。あまりバランスを取り過ぎると、結局何も進まないといった結果に陥ってしまう可能性は大きいと思います。

ですから、技術開発はもちろん進めながらも、早い段階で何をどのように犠牲にするかということも横っちょに置きながら考えることが大切だと思います。すなわち、どこかで我慢してもらわないといけなということも出てきますので、需要家というか国民、それから企業なんかも一緒になって考えていくということを進めていくとなれば、今こういう形で進んでいるんだよということもオープンにしていきながら、周りからの賛同を得ながら進めていくということが非常に大切だと思います。そのようなことも念頭に入れながらやっていくのがいいと思っています。以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

次、牛窪委員、どうぞ。

○牛窪委員

牛窪です。聞こえてますでしょうか。

○山内委員長

聞こえています。大丈夫です。

○牛窪委員

手短に、資料6のほうは、方向性としてはいいと思うんですけども、近年、広域機関さんの役割がかなり増していると思いますので、いろいろな業務をやられる際には、それを支える基盤とか体制の整備ということを進めていただく必要があるのかなと思いました。

次の火力のところに関しては、十分に理解できてないからかもれませんが、2025年にかけてカーボンニュートラルを目指すということは、当然ながらみんなの共通理解にはなっていると思うんですけども。

ただ、一方で2050年にかけての電力需要量とか、再エネとか、ここまで原子力がどれほど効果を発揮するのかということに関しては、まだまだ不確実性が残る中で、この資料によると、22ページ目あたりを見ると、今時点で特に既設の発電所をどのような形で持っていくのかということあまりビジットに決めてしまうと、電力需給のみならず、脱炭素燃料のサプライチェーンの構築とか、秋元先生がおっしゃっていたような技術の進展等々とか、いろんなものがこれから見えてくる中で、そういう不確定要素がない中で事業者の方に対応方針の明確を今時点で求めると、結局分からないから、やっぱり石炭火力はフェードアウトだという選択をしてしまった結果、電力供給の安定に支障を来さないかということがちょっと気になりましたので、コメントさせていただきます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。

脱炭素化に向けてのトランジションにおいて、火力のポートフォリオをどう考えるかという今回の論点は大変重要だと思います。

脱炭素化については、先ほど秋元さんからもあったと思いますが、技術がまだまだ進展していく中で、技術中立という観点はとても重要だと思います。他方で、安定供給において短期的なスポットの卸価格を基軸とする電源選択は、非常に安定供給上難しいということは、いろんな形で思い知ったのかなと思います。

なかなか決めるのが難しいということではありますが、ただ政策のフレキシビリティを維持し続けるということになると、退出がどんどん進むということにもなると思いますので、一定程度の方向性は付けざるを得ないのではないかというふうな感じはします。そうした最適のポートフォリオの中で長期脱炭素オークションにおいて競争を促すということ、そうした一定のタガをはめていかないといけないということなのかなと思いました。

2点目ですが、高度化法と排出量取引との関係についても論点出しがありました。これは高度化法を排出量取引にうまく移行させるということが最低限やらなきゃいけないことだと思います。少なくとも排出量取引がある中で、高度化法の義務も課していくというふうな感じの屋上屋を課すということだけは避けなければならないのではないかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。

次、大石委員、どうぞご発言ください。

○大石委員

ありがとうございました。

私からは1点だけ、火力政策について発言いたします。先ほど澤田委員もお話になりましたように、やはり今後の見通し、それを国民にも見える形で立てていただくということが重要かと思えます。その時に、先ほど秋元委員から値段とといいますか価格の話があったのですが、今回のウクライナ危機で私たちは特に火力、特に海外からの輸入燃料がいかに危ういもので、価格的にも安定性のないものかというのは嫌でも分かってしまったというところがあります。そういう意味で、今まであれば石炭とか、LNGですとか、安いかからということで安易に継続してきたところがありますけれども、脱炭素社会という面でもそれが将来的に日本の国にとっていいことなのか、本当にエネルギーの安定性につながるのかということはいっしょに肝に銘じて考えていかなければならないと思います。いつまでも火力が使えるからということで、逆に再エネの導入が遅れた、ということもありませんか大変懸念しておりますので、ぜひ発言したいと思いました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他にご発言のご希望いらっしゃいますかね。秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

すいません、2回目で申し訳ないんですけども、今の大石委員のご発言、ごもっともではあると思うんですけども、考えないといけないのは、化石燃料価格が上がるということは、世界全体が化石燃料に依存している中で上がる部分が多くて、これは割と国際的な競争力という部分でいくと、それほど大きな差が出てこないと理解していて、一方で温暖化対策となると、抜け駆けがなければ私はしっかり進めていって、早く進めていくべきだと思うんですけども。

日本、製造業はまだまだ強い中で、競争をちゃんと維持していかないといけないということでも、海外との相対価格がどうなるのかということでは非常に重要だと考えています。それで先ほど相対価格ということで、価格をしっかり見ていく必要があるというふうに申し上げておりました。その辺りも、大石委員のおっしゃることは分かる一方で、必ずしも化石燃料価格が一律に上がることと、環境政策として対策をし、日本の価格を上げていくこととは、少し区別して全体の戦略を見ていく必要があるかなと思っていますので、ちょっと追加で発言させていただきました。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

他にいらっしゃいますか。

それでは、事務局からいただいたご意見にコメントがあれば、お願いいたします。

○小川課長

ありがとうございます。今後、検討を進めていく上で非常に重要な視点、キーワードをいただいたと思っています。コスト、相対価格、グローバルな視点と、それから時間軸、技術中立性、トランジション、また議論の進め方につきましては、澤田委員から特に重要な指摘をいただいております周囲の賛同を得ながらという意味でのオープン。まさにそういった趣旨でも、この場、この小委員会を通じて今後検討を深めていければと考えております。

事務局からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

資料6で値差収益の話と、それから資料7で火力のことが多いですけども、基本的にはそういう方向で議論するというので、皆さん、ご一致いただいたと思いますけれども、今日何か決めるということでもないですので、さらにご検討を進めていただければと思います。

ありがとうございました。議事は以上ですけれども、特段何かご発言のご希望があればあれですけれども、よろしいですか。

○山内委員長

それでは、本日の議事はこれで終了となりますが、本日も本当に長時間にわたり、ご活発にご議論いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、第59回電力・ガス基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。